



福岡医発第 1659 号 (地)

平成 24 年 9 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

介護サービス情報の公表制度の見直しおよび新システムの実施について

今般、日本医師会より本公表制度に係る厚生労働省発の一部改正通知（別紙 1）および説明会資料（別紙 2）が送付されてまいりました。

平成 18 年度より施行されている本公表制度につきましては、これまで都道府県知事または指定調査機関による介護サービス事業者・施設に対する調査が義務付けられており、事業者にとってはこうした調査等の負担が大きいと指摘されていたところであります。

このため、本公表制度が利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫した公表方法の見直しを行うとともに、調査方法についても見直しが行われました。例えば、実施調査につきましては、都道府県知事が必要と認める場合に適切に実施する仕組みに変更する等の一部改正が行われております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 新システムによる介護サービス情報の公表制度では、公表可能な情報として新たに「事業所の特色」ページが設けられており、サービス内容に関する写真や紹介動画を投稿することが可能となっておりますが、その際、「虚偽」または「誇大」な広告は事業所の指定基準に抵触すること考えられますので、介護サービス事業所におかれましてはその点にご留意くださいますようお願い申し上げます。
- 2) 当該通知につきましては、日本医師会ホームページメンバーズルーム内においても掲載されておりますことを申し添えます。

URL : <http://www.med.or.jp/japanese/members/>

(介 26)

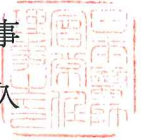
平成 24 年 9 月 11 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

高 杉 敬 久



介護サービス情報の公表制度の見直しおよび新システムの実施について

平成 18 年度より施行されている介護サービス情報の公表制度につきましては、これまで都道府県知事または指定調査機関による介護サービス事業者・施設に対する調査が義務付けられており、事業者にとってはこうした調査等の負担が大きいと指摘されていたところであります。

このため、本公表制度が利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫した公表方法の見直しを行うとともに、調査方法についても見直しが行われ、例えば実地調査につきましては、都道府県知事が必要と認める場合に適切に実施する仕組みに変更する等の一部改正が行われました。

今般、厚生労働省より当該一部改正通知および本公表制度に係る説明会資料を入手いたしましたのでご送付申し上げます。

また、新システムによる介護サービス情報の公表制度では、公表可能な情報として新たに「事業所の特色」ページが設けられており、サービス内容に関する写真や紹介動画を投稿することが可能となっておりますが、その際、「虚偽」または「誇大」な広告は事業所の指定基準に抵触することも考えられますので、介護サービス事業所におかれましてはその点にご留意くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

なお、当該通知につきましては、本会ホームページにおいても掲載いたしますことを申し上げます。



各医師会通知

記

(資料)

- ・介護サービス情報の公表制度担当学会議資料の送付について

(老振発 0905 第 1 号 平 24. 9. 5 厚生労働省老健局振興課長通知)

- ・「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について

(老振発 0329 第 1 号 平 24. 3. 29 厚生労働省老健局振興課長通知)

各 1 部

以上

(参考) 【平成 24 年 4 月 介護サービス情報の公表制度の改正に関する資料 掲載先】

※日医ホームページ・メンバーズルーム「介護保険」

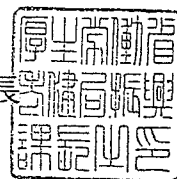
<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/24kaisei/>



老振発0905第1号
平成24年9月5日

社団法人日本医師会会長
横倉 義武 殿

厚生労働省老健局振興課長



介護サービス情報の公表制度担当者会議資料の送付について

標記につきましては、平成24年8月31日に介護サービス情報の公表制度担当者会議を開催し、別添の資料を各都道府県宛て配布しましたので、その趣旨について御了知いただくとともに、介護サービス情報の公表制度の実施につきまして、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

介護サービス情報の公表制度担当者会議

日時：平成 24 年 8 月 31 日(金)

14:00-16:30

於：三田共用会議所 講堂

(東京都港区三田 2 - 1 - 8)

議 事 次 第

- 1 開会挨拶
厚生労働省老健局振興課長 川又 竹男
- 2 介護サービス情報の公表制度の見直し及び新システムの概要
説明者：厚生労働省老健局振興課
介護サービス振興係長 山田 大輔
- 3 新システムの操作説明
○公表サブシステムについて
○事業所の登録～報告～公表までの流れについて
説明者：NTTコミュニケーションズ株式会社
ソリューションサービス部第四エンジニアリング部門
セキュリティソリューション担当
担当課長 山名 守

(休憩)
- 4 今後の業務スケジュール(9月、10月)
- 5 連絡事項
○調査指針の策定状況について
○新システム普及にかかるパンフレットについて
○平成24年度補助金の協議状況について
○都道府県推進協議会の廃止について
○今後の情報公表支援センター業務について
- 6 質疑応答
- 7 閉会

<資 料>

- 1 介護サービス情報の公表制度の見直し及び新システムの概要
- 2 新システムの特徴
- 3－1 都道府県（公表センター・調査機関）向け操作マニュアル（案）
- 3－2 事業所向け操作マニュアル（案）
- 4 新システム稼働に向けた作業イメージ
- 5 調査指針の策定状況について
- 6 新システム普及にかかるパンフレットについて
- 7 平成24年度補助金の協議状況について
- 8 「介護サービス情報の公表制度推進協議会」の廃止について
- 9 事前質問に対する回答

※資料3－1及び3－2については、システムのセキュリティに関する情報が含まれているため、都道府県担当者からのみの配布としております。

介護サービス情報の公表制度の見直し 及び新システムの概要

厚生労働省老健局振興課
平成24年8月31日

介護サービス情報の公表制度とは

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタートした制度。
利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に
選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。平成24年度時点で、全国約24万か所の事業所情報が公表されている。



制度の仕組み

○事業所情報の公表までの流れ

事業所の情報は、都道府県が公表。公表の流れは以下のとおり。

- ①毎年1回、各事業所は直近の事業所情報を都道府県に報告
- ②都道府県は内容を審査
(都道府県が必要と認める場合に訪問調査を実施(後述))
- ③都道府県はインターネットに事業所情報を掲載



公表されている内容

○基本情報

- 1 事業所の名称、所在地等
- 2 従業者に関するもの
- 3 提供サービスの内容
- 4 利用料等
- 5 法人情報

○運営情報（見直し前は「調査情報」）

- 1 利用者の権利擁護の取組
- 2 サービスの質の確保の取組
- 3 相談・苦情等への対応
- 4 外部機関等との連携
- 5 適切な事業運営・管理の体制
- 6 安全・衛生管理等の体制
- 7 その他（従業者の研修の状況等）

制度の見直し

<見直しの背景>

情報公表制度については、都道府県知事又は指定調査機関による介護サービス事業者・施設に対する調査が義務付けられているが、事業者にとってこうした調査等の負担が大きいという指摘がある。このため、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫するとともに、調査については、都道府県知事が必要と認める場合に、適切に実施することとするなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる制度へと変更するべきである。その際は、費用負担を含めて、都道府県の負担等に配慮すべきとの意見があった。

(介護保険部会報告書「介護保険制度の見直しに関する意見(抄)」(平成22年11月30日))

①調査方法の見直し

→→ 都道府県知事が必要と認める場合に実施

②公表方法の見直し

→→ 利用者にとって活用しやすいものとなるよう工夫

①調査方法の見直しについて

○介護保険法改正

1年に1回の調査から、都道府県が必要があると認める場合に調査を行うことができる仕組みに変更する。



国会審議において、調査が任意となった場合でも、公表されている情報の正確さを確保するため、最低限必要な調査を実施する旨附帯決議がなされた

○介護保険法案に係る附帯決議

介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申し出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。



附帯決議を踏まえ、ガイドラインを通知

○調査のガイドライン

附帯決議を踏まえ、国はガイドラインを通知。これを参考とし都道府県は調査の指針を策定する。

- I 調査が必要と考えられる事項
- II 調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項
- III 他制度等との連携により効率的に実施することが可能と考える事項

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン

平成24年3月13日 厚生労働省老健局振興課長通知

※都道府県は、これを参酌して、調査指針を定める

I 調査が必要と考えられる事項

A 調査を実施すべきと考えられる事項

○新規申請時又は新規指定時

(調査項目の例)

新規申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○新規申請又は新規指定時から一定期間(毎年実施)

(一定期間の例)

新規申請から3年間は毎年実施

(調査項目の例)

運営情報の項目を中心に調査

○事業者自ら調査を希望する場合

(調査項目の例)

事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を調査

※ 公表システムにおいて、自主的に調査を受けた事業所であることを明示し公表する。

B 地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項

○更新申請時

(調査項目の例)

更新申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○調査による修正項目の割合に応じ実施

(調査実施の例)

・修正項目の割合が一定以上の場合には、次年度も調査を実施

・修正項目の割合に応じ調査頻度を設定し実施

○一定年数毎に実施

(調査間隔の例)

2年ごとに調査

II 調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項

○第三者評価など、第三者による実地調査等が行われている場合

(配慮の例)

・福祉サービス第三者評価を定期的実施している事業所については、調査を行わないこととする。

・外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所については、調査を行わないこととする。

○1事業所において複数サービスを実施している場合

(配慮の例)

主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

III 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

○報告内容に虚偽が疑われる場合

(調査方法等の例) 疑いのある項目を中心に調査

(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○公表内容について、利用者等から通報があった場合

(調査方法等の例) 通報があった項目を中心に調査

(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○実地指導と同時実施

(調査方法等の例) 実地指導の内容を考慮のうえ、連携し調査

○状況に応じて、調査する項目を選定して実施

○その他必要に応じて実施する場合

(調査方法等の例) 食中毒や感染症の発生、火災等の問題が生じた場合に、必要な項目について管内の事業所を調査

(状況に応じ行政指導等と連携し調査)

②公表方法の見直しについて

まずは、現行システムの画面を確認してみましょう

現行公表画面①(検索画面トップ)

東京都 介護サービス情報公表システム
東京都内の介護サービス事業所の各種情報を検索できます。

このサイトは、介護保険法の規定にもとづいて、都道府県内の介護サービス事業所・施設が、その提供するサービス内容及び運営状況に関する情報を公表するサイトです。

[最初にお読みください](#)

**介護サービス選択
お助けネット** 簡略化した内容を公表しております。
[左のボタンをクリック](#)して、是非ご覧ください。

公表される情報について

- 都道府県内の介護サービス事業所・施設が、サービスの内容及び運営状況に関する情報を公表します。
- 公表情報は、事業所・施設ごとに、基本情報と調査情報があります。(調査情報は、都道府県が、事実確認調査をおこなった情報です。)
- 利用されるかたが、この情報などにもとづいて、より良いサービスの選択にお役立ててください。

[介護サービス情報の公表について](#)
[公表されている介護サービスについて](#)
[お勧めする検索方法](#)

お知らせ

介護サービス情報検索

介護サービスの種類で検索する

住所で検索する

キーワードで検索

キーワードを入力して「検索」を押してください

複数キーワードを [すべて含む](#)

詳しい条件で検索

[詳しく検索するページへ](#)

このサイトを見やすくするには
このサイトのアクセシビリティについて

[このページの先頭へ](#)

情報量が多く、一目見ただけでは操作方法がわかりにくい

現行公表画面②(基本情報)

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
看護師	0人	0人	1人	0人	1人	1人
准看護師	0人	0人	0人	0人	0人	0人
介護職員	0人	1人	0人	6人	7人	2人
事務員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
その他の従業者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
介護福祉士	0人	0人	0人	0人	0人	2人
介護職員基礎研修	0人	0人	0人	0人	0人	0人
訪問介護員 1級	0人	0人	0人	0人	0人	0人
2級	0人	0人	0人	0人	0人	0人
3級	0人	0人	0人	0人	0人	0人
介護支援専門員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
管理者の他の職務との兼務の有無						あり
管理者が有している当該報告に係る 介護サービスに係る資格等	あり	(資格等の名称) 社会福祉主事				
看護師、准看護師及び介護職員1千人当たりの1か月のサービス提供回						79回

膨大な事業所情報が、分類されずに同じページに羅列されており、
知りたい内容が探しにくい

現行公表画面③(調査情報)

大項目 1. 介護サービスの内容に関する事項

中項目 1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置

小項目1. 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。

確認のための材料 ☒ 重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。

確認事項(2). 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等との契約を行っている又は立会人を求めている。

確認のための材料 ☒ 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。

小項目2. 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況

確認事項(1). 利用者の居室を訪問し、利用者及びその家族の希望を聴取するとともに、利用者の心身の状況を把握している。

確認のための材料 ☒ アセスメント(解決すべき課題の把握)のための文書に、利用者及びその家族から聴取した内容及び観察結果の記録がある。

確認事項(2). サービス提供の契約前又は契約時に、利用者の居室を訪問し、車輛の駐車位置及び設備の搬入順路を把握している。

確認のための材料 ☒ 利用者ごとの居室における車輛の駐車位置及び設備の搬入順路の記録がある。

小項目3. 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 利用者ごとの当該サービスに係る計画を作成している。

確認のための材料 ☒ 利用者ごとの当該サービスに係る計画がある。

確認事項(2). 当該サービスに係る計画は、利用者及びその家族の希望を踏まえて作成している。

**調査員が調査に使用する調査票の文言がそのまま使用され、
行政の視点となっており、そもそも利用者にとって理解しにくい情報**

モデル事業の実施(介護サービス選択お助けネット)

「見やすさ」「使いやすさ」「分かりやすさ」の観点から、平成22年度に公表システムに以下の改良を行った。

※4県(宮城、神奈川、富山、岡山)、5サービス(訪問介護、通所介護、短期入所、居宅介護支援、特定施設(有料老人ホーム))で実施。**平成23年度より全国展開**している。

1 簡易版(概要版)の追加

情報がコンパクトにまとまった「概要版」を作成し、利用者にとってわかりやすい表示画面に工夫。

2 専門用語の解説を充実

意味の分かりづらい用語について、画面を切り替えることなく表示

3 検索機能の強化

利用者がまず知りたいと思う情報から事業所検索ができる機能を追加。
(営業日、営業時間、利用者負担額 等)

モデル事業①(検索画面トップページ)

インターネット初心者でも、迷わないで事業所が検索できるよう工夫

介護サービス選択
お助けネット

東京都

このサイトは介護サービス事業所が提供する
サービス内容や運営状況に関する情報を公表しています。

このページの
操作方法

中 大 最大

さがす

「サービス」や「地域」を選んで検索ボタンを押して下さい

このサイトは介護サービス事業所が提供するサービス
内容や運営状況に関する情報を公表しています。

サービスを選ぶ

介護保険施設に入所したい

有料老人ホームなどに入居したい

短期間だけ入所したい

住み慣れた地域にある小規模の施設に入りたい

認知症に対応した共同生活できる住居に入りたい

自宅を訪問してもらえるサービスを利用したい

自宅から施設に通ってサービスを利用したい

福祉用具を利用したい

訪問や通い、ショートステイなどのサービスを組み合わせて利用したい

ケアプランをつくってほしい

地域を選ぶ



気になる単語で検索

☒ いずれかのキーワードを含む

☐ すべてのキーワードを含む

選んだサービス

選んだ地域

クリア

検索する

11

モデル事業②(お助けネット「概要版」)

膨大な事業所情報から基本的な内容をピックアップして紹介

社会福祉法人(社協以外) 千代田区立岩本町高齢者在宅サ ービスセンター (短期入所生活介護)		東京都千代田区岩本町2-15-3 Tel: 03-5825-3407 Fax: 03-5825-3408 URL: http://www.tama-dhk.or.jp 記入年月日: 2011年07月23日	
事業所概要			
運営方針	(1)要介護状態等の心身の特徴を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るような援助を行う。 (2)利用者の孤立感の解消、家族等の身体的・精神的負担の軽減 (3)市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供。		
事業開始年月日	2004年02月01日		
協力病院 ?	社会福祉法人三井記念病院、医療法人和風会		
サービス内容			
サービスの特色 ?	利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または、要介護状態となることの予防に配慮した目標を設定し、計画的に行います。また、予防だけでなく、利用者お一人お一人が楽しめる滞在となるように、レクリエーション活動を計画的に行います。 サービスの質の評価を行い、常にその改善および向上を図ります。		
送迎サービスの有無 ?	☒ あり ☐ なし		
リハビリテーション実施の有無	☒ あり ☐ なし		
より質の高いサービスの取り組み(加算) 加算とは? ?	サービス提供体制強化加算(円)		

モデル事業を踏まえ、新システムの開発へ

新システムの開発について

「見やすい」「使いやすい」「わかりやすい」

利用者の目線に立ち、選択を支援できるシステムを構築していく

公表方法の主な課題

■画面が見づらい、分かりにくい

(情報量、テキストが多く頭に入らない)

■操作方法が難しい

(どうやって検索すれば良いのか分からない)

■事業所の特色が分からない

(どこを見れば事業所の特色がわかるのか)
(現行システムは事業所のメリットが少ない)

見直しのポイント

一般の利用者の目線に立った、
分かりやすい内容に工夫

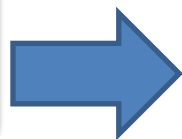
ネット初心者でも迷わず、必
要な情報が得られるよう工夫

事業所の特色が一目でわかる
よう工夫

※課題については、シルバーサービス振興会介護サービス情報公表センター調査研究における、
平成21年度介護サービス情報の公表制度支援事業利活用促進等研究会報告書
平成22年度介護サービス情報の公表制度支援事業公表画面改善のためのモデル事業報告書 等より抽出

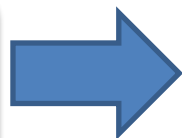
見直しのポイント

一般の利用者の目線に立った、
分かりやすい内容に工夫



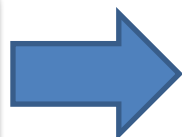
- 全体をとおして「シンプル」な画面とする
- テキストだけでなく、地図、ボタン、アイコン等を活用する
- 配色は高齢者でも見やすくなるよう工夫
- 説明はわかりやすい表現とし、絵・図を活用し親しみやすいホームページとする

ネット初心者でも迷わず、必要
な情報が得られるよう工夫



- 一画面の情報量を最小限にし、迷いを防止する
- 膨大な事業所情報を「内容」ごとに整理する
- 閲覧者をサポートする「解説」「ヘルプ」機能を大幅に充実する。

事業所の特色が一目でわかる
よう工夫



- 「事業所の特色」ページを創設し、事業所がPRしたい内容を自ら投稿できる仕組みとする
- 利用者にとって有益な情報である、画像や動画についても閲覧ができるようにする

※「事業所の特色」ページの投稿は、事業所の任意

新システムの概要

(現行システムとの比較を踏まえて)

現行

テキスト、情報量が多く、一目見ただけでは操作方法がわかりにくい

東京都 介護サービス情報公表システム
東京都内の介護サービス事業所の各種情報を検索できます。

しおり付き事業所はありません ヘルプ

このサイトは、介護保険法の規定にもとづいて、都道府県内の介護サービス事業所・施設が、その提供するサービス内容及び運営状況に関する情報を公表するサイトです。

最初にお読みください

介護サービス選択お助けネット

簡略化した内容を公表しております。
[左のボタンをクリック](#)して、是非ご覧ください。

公表される情報について

- 都道府県内の介護サービス事業所・施設が、サービスの内容及び運営状況に関する情報を公表します。
- 公表情報は、事業所・施設ごとに、基本情報と調査情報があります。(調査情報は、都道府県が、事実確認調査をおこなった情報です。)
- 利用されるかたが、この情報などにもとづいて、より良いサービスの選択にお役立ててください。
 - ⇒ [介護サービス情報の公表について](#)
 - ⇒ [公表されている介護サービスについて](#)
 - ① [お勧めする検索方法](#)

お知らせ

介護サービス情報検索

- 介護サービスの種類で検索する
- 住所で検索する
- キーワードで検索
キーワードを入力して「検索」を押してください

複数キーワードを [すべて含む](#)
- 詳しい条件で検索
⇒ [「詳しく検索する」ページへ](#)

このサイトを見やすくするには
このサイトのアクセシビリティについて

見直し後



画面の情報量を最小限に抑え、全体をとおして「シンプル」な画面とする。
インターネット初心者でも迷わないで検索方法が分かるよう工夫。

※検索方法は「地図検索」「サービス検索」「その他（詳細検索）」の3種類から選択
また、イラスト等を活用し親しみやすいホームページに工夫。

北海道

介護事業所検索

介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大

[全国版トップ](#) > 北海道

前のページ

- 介護保険について
- このホームページの使い方
- アンケート
- 未掲載の事業所について**
- 地域包括支援センター事業所一覧**
- 全国トップへ戻る

地図から探す

サービスから探す

その他の探し方

地図から探す

地図からお住まいの市区町村を選択することで市区町村内の介護サービス事業所の検索を行う。

17

検索画面①「サービスから探す」

現行

介護予防を含め50サービスの名称が列挙されている。
テキストのみであり、読み込みにくい。
検索をするには、ある程度サービスの内容を熟知している必要がある。

福祉用具サービス

[説明](#)

- ☐ 福祉用具貸与 (200件)
- ☐ 特定福祉用具販売 (204件)
- ☐ 介護予防福祉用具貸与 (200件)
- ☐ 特定介護予防福祉用具販売 (203件)

居宅介護支援サービス

[説明](#)

- ☐ 居宅介護支援 (1,178件)

特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)サービス

[説明](#)

- ☐ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) (134件)
- ☐ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) (1件)
- ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) (130件)
- ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) (1件)
- ☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) (9件)

特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)サービス

[説明](#)

- ☐ 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) (34件)
- ☐ 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型) (1件)
- ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) (34件)
- ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型) (1件)
- ☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) (5件)

特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)サービス

[説明](#)

- ☐ 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅) (11件)
- ☐ 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型) (2件)

小規模多機能型居宅介護サービス

[説明](#)

- ☐ 小規模多機能型居宅介護 (163件)
- ☐ 介護予防小規模多機能型居宅介護 (136件)



見直し後



サービスに詳しくない方であっても検索できるよう、
「訪問」「通い」「宿泊」「生活」などの「利用目的別」に整理し、
見やすいよう色も分類する。
また、サービス名の横に、解説機能を配置しすぐに調べられる。

■ 介護の相談・ケアプラン作成

☐ 居宅介護支援

[解説](#)

■ 自宅に訪問

☐ 訪問介護 **予防**

[解説](#)

☐ 訪問入浴 **予防**

[解説](#)

☐ 訪問看護 **予防**

[解説](#)

☐ 訪問リハビリ **予防**

[解説](#)

☐ 夜間対応型訪問介護 **予防**

[解説](#)

■ 施設に通う

☐ 通所介護 **予防**

[解説](#)

☐ 通所リハビリ

☐ 療養通所介護

[解説](#)

☐ 認知症対応型

■ 訪問・通い・宿泊を組み合わせる

☐ 小規模多機能型居宅介護 **予防**

[解説](#)

■ 短期間の宿泊

☐ 短期入所生活介護 **予防**

[解説](#)

☐ 短期入所療養

■ 施設などで生活

☐ 介護老人福祉施設

[解説](#)

☐ 介護老人保健施設

[解説](#)

☐ 介護療養型医療施設

[解説](#)

☐ 特定施設入居者生活介護 **予防**

[解説](#)

■ 地域に密着した小規模な施設等

☐ 認知症対応型
共同生活介護

[解説](#)

地域密着型
☐ 介護老人福祉施設
入居者生活介護

[解説](#)

☐ 地域密着型
特定施設入居者生活介護

[解説](#)

■ 福祉用具

☐ 福祉用具貸与 **予防**

[解説](#)

☐ 特定福祉用具販売 **予防**

[解説](#)

すぐに解説が
見られる

※事業所の負担を軽減するため、「予防サービス」は本体サービスと一体的に報告することができるようにした。
これまでは、「介護サービス」「予防サービス」それぞれ別に報告していた。(50→30サービスに整理)

検索画面②「地図から探す」

見直し後



モデル事業（お助けネット）で導入された「地図から検索できる機能」は、評判が高かったため、新システムでも継続。



検索画面③「その他の探し方(詳細検索)」

見直し後

ある程度、介護保険制度やサービスに詳しい方が
キーワードやその他の情報を組合せ、詳細に検索することが可能。
なお、それぞれのサービスの特色を踏まえた検索項目を設定した。

地図から探す	サービスから探す	その他の探し方
サービスの種類		
(サービスを選択して下さい) ▼		
事業所の所在地		
(市区町村を選択して下さい) ▼		
事業所の名称		
例:) 介護サービス事業所 ...		
☒ いずれかのキーワードを含む ☐ すべてのキーワードを含む		
事業所番号		
例:) 102030405 ... (※半角数字のみ)		
法人種別		
☐ 社会福祉法人(社協以外) ☐ 社会福祉法人(社協)		
☐ 医療法人 ☐ 社団・財団		
☐ 営利法人 ☐ NPO		
☐ 農協 ☐ 生協		
☐ その他法人 ☐ 地方公共団体(都道府県)		
☐ 地方公共団体(市町村) ☐ 地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)		
☐ その他		
キーワードで検索		
例:) 夜間 診療 介護 新宿区 ...		
☒ いずれかのキーワードを含む ☐ すべてのキーワードを含む		
サービス提供地域		
例:) 新宿区 中野区 豊島区 杉並区 ...		

検索結果一覧

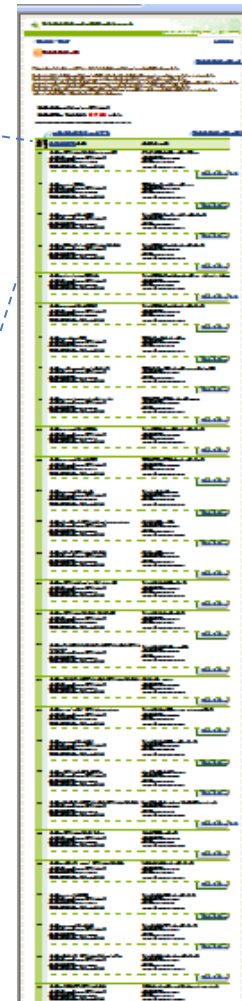
現行

検索結果は事業所番号順に表示される。（常に若い番号が上位）
条件が詳細で無い場合、一画面に100件以上が列挙され、非常に縦に長い画面となり、探しにくい。

↓ [しおりを付ける/はずす](#)

[対象事業所一覧の見方について](#)

連番	しおり	事業所番号/名称	住所/その他	
1	☐	名称:訪問入浴介護事業所アメニティ美幌 介護サービス:訪問入浴介護 事業所番号:0165290024 調査票様式:平成23年度様式	網走郡美幌町字仲町2丁目38番地の2 郵便番号:092-0004 電話:0152-75-2810 ファクス:0152-75-2316	詳細を表示する
2	☐	名称:ツクイ札幌東 介護サービス:訪問入浴介護 事業所番号:0170200240 調査票様式:平成23年度様式	札幌市東区北24条東21丁目7-22 郵便番号:065-0024 電話:011-787-3995 ファクス:011-787-3997	詳細を表示する
3	☐	名称:アースサポート札幌 介護サービス:訪問入浴介護 事業所番号:0170201115 調査票様式:平成23年度様式	北海道札幌市北区北25条西6丁目3番23号 郵便番号:001-0025 電話:011-700-3366 ファクス:011-700-1188	詳細を表示する



見直し後①



検索された事業所が地図上に表示される（新機能）。
 現行システムのように画面が長くないよう、1画面の表示は最大5件まで

検索された事業所が地図上に表示



イメージ

下の表の「チェック欄」にチェックを入れて、後で確認するための「しおり」をつけたり、同一サービスの比較をすることができます。

☐ ← 表示中のすべての事業所にチェックを入れる

チェックを入れた事業所を

チェック		事業所名 ▼	電話番号 ▼	事業所 情報	サービス名称 ▼	備考
		所在地 ▼	FAX番号 ▼		公表年度 ▼	
1	☒	訪問介護 事業所の名称1 〒064-0841 北海道札幌市中央区旭ヶ丘 建物等の名称	110-1100-1100 110-1100-1100	詳細 HP 地図	訪問介護 (平成24年度)	
2	☒	訪問介護 事業所の名称2 〒064-0841 札幌市中央区大通東 建物等の名称	110-1100-1100 110-1100-1100	詳細 HP 地図	訪問介護 (平成24年度)	
3	☒	訪問介護 事業所の名称3 〒064-0841 札幌市中央区中島公園 建物等の名称	110-1100-1100 110-1100-1100	詳細 HP 地図	訪問介護 (平成24年度)	

チェックを付けた事業所について情報の比較や「しおり」(お気に入り)をつけることもできる。

見直し後②



調査が「都道府県知事が必要と認めたとき」と任意となったため、利用者はどの事業所に訪問調査を実施したかが全くわからない。このため、備考欄に訪問調査等を実施した事業所にアイコン表示を行う。また、「自ら希望して調査を受けた事業所」やサービスの質を向上させるための「第三者評価」を受審した事業所等を、検索結果の上位に表示する。

チェック	事業所名		電話番号	事業所 情報	サービス名称	備考
	所在地		FAX番号		計画年度	
1	☐	訪問入浴介護 事業所の名称1 〒064-0841 札幌市中央区大通東 建物等の名称	000-0000-0000 000-0000-0000	詳細 HP 地図	訪問入浴 (平成24年度)	
2	☐	訪問入浴介護 事業所の名称2 〒060-0031 札幌市中央区北一条東 建物等の名称	000-0000-0000 000-0000-0000	詳細 HP 地図	訪問入浴 (平成24年度)	
3	☐	訪問入浴介護 事業所の名称3 〒064-0843 札幌市中央区界川 建物等の名称	000-0000-0000 000-0000-0000	詳細 HP 地図	訪問入浴 (平成24年度)	

「事業所情報」
「事業所HP」
「事業所地図」
を選択して閲覧

利用者に、
訪問調査を実
施した事業所が
分かるよう
チェックが入る

● アイコンの説明

過去3年で、外部機関(第三者)による「公表情報の確認調査」又は「サービスの質の評価」を受けている事業所を以下のとおり備考欄に表示しています。

	「公表情報の確認調査」及び「サービスの質の評価」の両方を事業所自ら希望して受けている。		「公表情報の確認調査」を事業所自ら希望して受けている。
	「公表情報の確認調査」及び「サービスの質の評価」の両方を受けている。		「公表情報の確認調査」を受けている。
	「サービスの質の評価」を受けている。		しおりがついている事業所

事業所情報①「情報の整理」

現行

基本情報の全てが一覧で列挙されており、縦に長く表示。
必要な情報が探しにくい。印刷すると15ページ以上になる場合もある。

基本情報		認定情報	
記入年月日	平成23年7月1日	記入者名	横瀬 充
所属・職名	事務課事務係・係長		

1. 事業所を運営する法人等に関する事項

法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先

法人等の名称	法人等の種類	社会福祉法人(社福以外) (その他の場合、その名称)	
	名称	(ふりがな)しゃかいふくしほうしん つばきのさと 社会福祉法人 椿の里	
法人等の主たる 事業所の所在地	〒100-0101	東京都大島町元町字地の四4番1	
	電話番号	04992-2-2080	
法人等の連絡先	FAX番号	04992-2-3728	
	ホームページアドレス	あり: http://care-net.biz/13/tubakinomato/	
法人等の代表者の 氏名及び職名	氏名	沖山 光男	
	職名	理事長	
法人等の設立年月日	昭和42年12月1日		
法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス			
介護サービスの種類	加算数	主な事業所等の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	あり	1 大島町高齢者在宅サービスセンター	東京都大島町元町字地の四4番1
訪問入浴介護	あり	1 大島町高齢者在宅サービスセンター	東京都大島町元町字地の四4番1
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅介護支援事業	なし		
通所介護	あり	1 大島町高齢者在宅サービスセンター	東京都大島町元町字地の四4番1
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	あり	1 大島老人ホーム	東京都大島町元町字地の四4番1
短期入所介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		

縦に長い画面

見直し後①



内容ごとに事業所情報を分類し「タブ」で区切ることにより、メリハリのある情報とする。利用者が知りたい情報が探しやすいよう工夫。

※「事業所の概要」「事業所の特色」「事業所の詳細」「運営状況」「その他（都道府県独自設定項目）」に分類。

訪問介護 事業所の名称1

事業所の概要

事業所の特色

事業所の詳細

運営状況

その他

内容ごとに情報を分類

● 所在地・連絡先

事業所名

社会福祉法人(社協以外)

訪問介護 事業所の名称1

住所

〒064-0941
北海道札幌市中央区旭ヶ丘
建物等の名称

連絡先

Tel: 110-1100-1100
Fax: 110-1100-1100
[ホームページ](#)

記入日

2012年06月01日

介護予防サービスの実施
?

あり

なし

併設している介護サービス

あり

なし

※詳しくは[事業所の特色](#)をご覧ください。

印刷する

しおりをつける

サンプル

見直し後②



基本情報の場合は、
「法人情報」「所在地等」「従業者」「サービス内容」「利用料等」
に分類。

法人情報 所在地等 従業者 サービス内容 利用料等

知りたい事
項を選んで
閲覧できる。

● 1. 事業所を運営する法人等に関する事項

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

法人等の名称	法人等の種類	社会福祉法人(社協以外)
		(その他の場合、その名称)
名称	(ふりがな)	ほうもんにゅうよくかいご ほうじんめいしょう1
		訪問入浴介護 法人名称1
法人等の主たる 事務所の所在地	〒064-0941	
	札幌市中央区大通東	
法人等の連絡先	電話番号	000-0000-0000
	FAX番号	000-0000-0000
	ホームページ	あり
法人等の代表者の 氏名及び職名	氏名	法人代表 氏名
	職名	法人代表 職名
法人等の設立年月日		2000/06/01

法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

事業所情報②「事業所の概要」

見直し後



公表されている膨大な情報の中から、基本的な情報を抽出した「概要版」が最初に表示される。
また、印刷ボタンから印刷をすると綺麗に成形されてプリントされるので保存用としても活用できる。（他の画面でも同様）

●事業所概要

運営方針	事業所の運営に関する方針です。 1. ○○○ 2. ●○○ 3. ●●●		
事業開始年月日	1997/06/01		
サービス提供地域 ?	サービス提供地域は以下になります。 1. 北海道札幌市中央区旭ヶ丘		
営業時間 ※ ()内はサービスを利用できる時間	平日	8時0分～12時0分	(8時0分～12時0分)
	土曜	9時0分～13時0分	(9時0分～13時0分)
	日曜	10時0分～14時0分	(10時0分～14時0分)
	祝日	11時0分～15時0分	(11時0分～15時0分)
	定休日	定休日は月曜日です。	
	留意事項	留意事項は以下になります。 1. ▲▲▲ 2. △△△ 3. ▼▼▼	

●サービス内容

加算とは？

サービスの特色 ?	介護サービスの提供内容に関する特色等は、以下になります。 1. aaa 2. bbb 3. ccc		
	特定事業所加算(Ⅰ)	あり	なし

印刷する

しおりをつける



写真や地図も
表示される



事業所情報③「運営情報」

現行

調査員が使用する調査票の内容がそのまま使用され、表現が行政目線であるため、一般の利用者や家族が見ても意味がわかりにくい。
※「利用者の選択支援」という制度本来の目的に立ち返り、利用者が利用しやすい内容・表現に、抜本的に見直すべきという指摘もあり。

中項目 1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置

小項目1. 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。

確認のための材料 ☒ 重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。

確認事項(2). 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等との契約を行っている又は立会人を求めている。

確認のための材料 ☒ 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。

小項目2. 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況

確認事項(1). 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族の希望を聴取するとともに、利用者の心身の状況を把握している。

確認のための材料 ☒ アセスメント（解決すべき課題の把握）のための文書に、利用者及びその家族から聴取した内容及び観察結果の記録がある。

確認事項(2). サービス提供の契約前又は契約時に、利用者の居宅を訪問し、車輛の駐車位置及び設備の搬入順路を把握している。

確認のための材料 ☒ 利用者ごとの居宅における車輛の駐車位置及び設備の搬入順路の記録がある。

調査票
の言葉
をそのま
ま転載

小項目3. 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 利用者ごとの当該サービスに係る計画を作成している。

見直し後



内容ごとに分類（中項目7分類）しタブで分けることにより、利用者が知りたい内容を閲覧できるように工夫。
また、チェック項目が一目でわかるよう、「○」「—」により表示し視覚的に工夫。
記載内容も「利用者目線」で簡潔な文章にして公表する。

利用者の権利擁護	サービスの質の確保への取組	相談・苦情等への対応	外部機関等との連携	事業運営・管理	安全・衛生管理等	従業員の研修等
☐ 運営状況が「あり」のもの ☐ 運営状況が「なし」のもの 該当 なし サービスを行っていないか、事例がなかったもの						
●1. 利用者の権利擁護のための取組						
(1) サービス提供開始時のサービス内容の説明及び同意の取得状況						チェック項目
・利用申込者に対し、サービスの重要事項について説明し、サービス提供開始について同意を得ている。						
重要事項を記した文書に、利用申込者等の署名等がある。						○
(その他)	記名捺印があります。					○
・サービス利用契約の際、利用申込者の判断能力に応じて、代理人等との契約を行ったり、立会人を求めている。						
利用者の家族、代理人等と交わした契約書等がある。						○
(その他)	文書があります。					○

文章も利用者向けに読みやすいよう整理

一目でわかるよう記号を活用

ただし、チェック項目は多いサービスで120程度もあるので、利用者が全て内容を確認していくには負担が多く、全体の状況はわかりにくい。もうひと工夫が必要！

利用者の権利擁護	サービスの質の確保	相談・苦情等への対応	外部機関等との連携	適切な事業運営・管理	安全・衛生管理等	従業者の研修等
☐ 運営状況が「あり」のもの ☐ 運営状況が「なし」のもの 該当 なし サービスを行っていないか、事例がなかったもの						
●1. 利用者の権利擁護のための取組						
(1) サービス提供開始時のサービス内容の説明及び同意の取得状況						チェック項目
・利用申込者に対し、サービスの重要事項について説明し、サービス提供開始について同意を得ている。						
重要事項を記した文書に、利用申込者等の署名等がある。						—
・サービス利用契約の際、利用申込者の判断能力に応じて、代理人等との契約を行ったり、立会人を求めている。						
利用者の家族、代理人等と交わした契約書等がある。						○
(2) 利用者等の情報の把握及び課題分析の実施状況						チェック項目
・利用者の居宅を訪問し、利用者やその家族の希望と、利用者の心身の状況を把握している。						
利用者のアセスメント（解決すべき課題の把握）のための文書に、利用者等から聴取した内容等が記載されている。						○

このため、

利用者が、全体の運営状況を客観的に把握できるように、
分類された項目ごとに、「○」の数の割合をレーダー図で表示。

※「該当なし」にチェックがある場合は、分母・分子に含めない



※所在する都道府県の平均と比較できるため、事業者自身にとっても、客観的に全体の運営状況が把握できる

事業所情報④「比較機能」

見直し後



比較したい事業所を一度に3つまで比較することが可能。
「事業所の概要」「事業所の特色」「運営状況」の情報が比較できる。

事業所の概要

事業所の特色

運営状況

この比較表を印刷する

違いのある項目だけを表示する

事業所名		訪問介護 事業所の名称1	訪問介護 事業所の名称2	訪問介護 事業所の名称3
従業員の男女比	女	1	1	1
	男	1	1	1
従業員の年齢構成	20代	5 人	5 人	5 人
	30代	6 人	6 人	6 人
	40代	7 人	7 人	7 人
	50代	8 人	8 人	8 人
	60代～	9 人	9 人	9 人
利用者の男女比	女	1	1	1
	男	1	1	1
利用者の年齢構成	20代	6 人	6 人	6 人
	30代	7 人	7 人	7 人
	40代	8 人	8 人	8 人
	50代	9 人	9 人	9 人
	60代～	10 人	10 人	10 人
定員に対する空きの有無		あり なし	あり なし	あり なし

「事業所の特色」ページの新設



事業所の特色が一目でわかるよう、一つのページにまとめる。
投稿は事業所の任意で随時更新が可能。

● サービスの内容に関する写真



● サービスの内容に関する動画へのリンク



[【タイトル:紹介動画はこちら】](#)

紹介動画のPRをご覧ください。

写真、動画の他に、、、

従業員や利用者の特色

サービス内容の特色

定員に対する空き状況なども投稿可能

※「虚偽」又は「誇大」広告は指定基準で禁止されているため、事業所はこれに留意の上投稿
(事業所向けマニュアルや報告システムの画面でも周知を行う)

「都道府県独自設定項目」の新設



法改正に基づき、全国一律の公表項目に加え、
地域の実情に応じて各都道府県で独自に項目を設定できるようになった。

事業所の概要

事業所の特色

事業所の詳細

運営状況

その他

印刷する

しおりをつける

※このページは事業所の情報をよりわかりやすく提供するために、都道府県ごとに設けている項目です。

設問1	A整備
設問2	B整備
設問3	A整備,B整備,C整備,D整備
設問4	整備をしている段階です。
設問5	整備をしている前段階です。整備をしている段階です。整備を終えた段階です。
設問6	あり

※設問に対する「単一選択方式」「複数選択方式」「自由記載方式」等設定が可能

ヘルプ機能の大幅な充実



介護保険制度を全く知らない方でも、システムが使えるよう、操作説明だけではなく、介護保険制度のいろはの「い」から丁寧に解説。事業所を探す際に必要な情報は概ね網羅。大幅なヘルプ機能の充実を図る。

ヘルプ機能は常に画面の左側に固定

全国版トップ > 介護保険の解説

▶ 最初にお読みください

▶ 公表されている介護サービスについて

▶ 介護保険の解説

介護保険の解説

■ 介護保険とは

■ 介護サービス情報公表制度とは

■ サービス利用までの流れ

■ 用語の解説

■ サービスにかかる利用料

(例) サービス利用までの流れをイラスト入りで丁寧に説明

- サービス利用までの流れ
サービス利用までの流れをご確認いただけます。

① 要介護認定の申請



介護保険によるサービスを利用するには、要介護認定の申請が必要になります。申請には、介護保険被保険者証が必要です。
40～64歳までの人(第2号被保険者)が申請を行なう場合は、医療保険証が必要です。

② 認定調査・主治医意見書



市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。
主治医意見書は市区町村が主治医に依頼をします。主治医がいけない場合は、市区町村の指定医の診察が必要です。

※ 申請者の意見書作成料の自己負担はありません。

(例) システムの操作説明は誰にでもわかるよう工夫

1.1.1 地図から探す

1. トップページ「地図から探す」ボタンをクリックします。



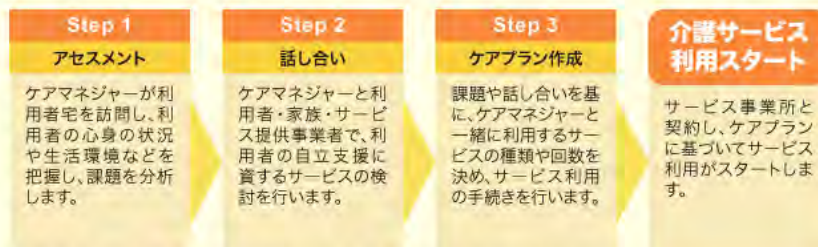
居宅介護支援(ケアマネジメント)

居宅介護支援は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

居宅介護支援は、特定のサービスや事業者に偏ることがないよう、公正中立に行うこととされています。

！ 補足で説明します

ケアプランは以下の流れで作成されます。



※要支援の方のケアプランは地域包括支援センターが作成します。



各サービスの説明は
イラストを活用し
わかりやすく解説

サービスにかかる利用料

● 利用料

介護保険サービスを利用した場合の**利用者負担**は、原則として介護サービスにかかった費用の**1割**です。仮に1万円分のサービスを利用した場合に支払う費用は、1千円ということです。

介護保険施設利用の場合は、費用の1割負担のほかに、居住費、食費、日常生活費の負担も必要になります。

ただし、所得の低い方や、1か月の利用料が高額になった方については、別に**負担の軽減措置**が設けられています。

※居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量(支給限度額)が要介護度別に定められています。

サービスごとの
利用料の目安や
低所得者に対する
減免制度の
解説も追加



アンケートの常設



システム見直し後も、世の中のニーズや、社会の変化に継続的に対応していくため、アンケート調査を常設。
様々な意見を、定期的にシステムに反映していくことができる仕組みとする。

アンケート

アンケートをお願いいたします。

属性(立場)	☐ 1. 一般 ☐ 2. 介護事業所 ☐ 3. ケアマネジャー ☐ 4. 地域包括支援センター ☐ 5. 行政機関
属性(年齢)	☐ 1. 40歳未満 ☐ 2. 40歳代 ☐ 3. 50歳代 ☐ 4. 60歳代 ☐ 5. 70歳代 ☐ 6. 80歳代以上
属性(男女)	☐ 1. 男 ☐ 2. 女
情報公表システム利用の有無。	☐ 1. 初めて使う ☐ 2. 時々使う ☐ 3. 頻繁に使う
介護保険制度の認知度。	☐ 1. 詳しく知っている ☐ 2. あまり詳しくは知らない ☐ 3. 全く知らない
情報公表制度の認知度。	☐ 1. 詳しく知っている ☐ 2. あまり詳しくは知らない ☐ 3. 知らなかった
全体的な操作方法。	☐ 1. 使いやすい ☐ 2. 普通 ☐ 3. 使いにくい
全体的な画面の見やすさ。	☐ 1. 見やすい ☐ 2. 普通 ☐ 3. 見にくい
検索方法について。	☐ 1. わかりやすい ☐ 2. 普通 ☐ 3. わかりにくい
事業所選択に役立った情報(複数選択可)	☐ 1. 事業所概要 ☐ 2. 事業所の特色 ☐ 3. 事業所の詳細 ☐ 4. 運営状況 ☐ 5. その他(都道府県が設定した情報)

今後のスケジュール

平成24年

- 8月31日(金) 都道府県担当者会議
(新システム提示、操作説明等)
- 9月10日(月) 一般向けアナウンス(HP)
- 9月24日(月) 都道府県先行リリース
- 10月1日(月) 新システム稼働

新システムの特徴

NTTコミュニケーションズ株式会社
平成24年8月31日

公表システムの特徴

①見易く、分かり易い画面（1/2）

タブ区切りで見易く

画面に表示される情報量を最小限に抑え、シンプルでメリハリをつけた画面となる。

例えば、事項ごとに情報を区切って事業所情報を表示（「事業所の概要」「事業所の特色」「事業所の詳細」「運営情報」「その他」などに区分し、見たい情報だけを表示）

※現行システムは1画面に全ての情報が羅列表示されており、縦に長い画面となっている

事業所の概要 事業所の特色 事業所の詳細 運営状況 その他

北海道 介護事業所検索
介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大 最大

前のページに戻る

全国トップ > 北海道 > 事業所の詳細

訪問入浴介護 事業所の名称1

事業所の概要 事業所の特色 事業所の詳細 運営状況 その他

所在地・連絡先

事業所名 社会福祉法人(社協以外)

訪問入浴介護 事業所の名称1

介護サービス 訪問入浴介護

事業所番号 022222222

住所 千歳4-0841 札幌市中央区大通東 建物等の名称

連絡先 Tel:000-0000-0000 FAX:000-0000-0000 ホームページ

記入日 2012年06月01日

併設している介護サービス あり なし ※詳しくは事業所の特色をご覧ください。

地図 (地図を開く)

法人情報 所在地等 従業員 サービス内容 利用料等

●1. 事業所を運営する法人等に関する事項

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

法人等の名称	法人等の種類	法人等の名称
	社会福祉法人(社協以外)	(その他の場合、その名称)
	(ふりがな)	(ほうもん)にやうよくして (ほうじん)めいしやう

①見易く、分かり易い画面（2/2）

- ・特に見づらいと指摘されていた運営情報（旧調査情報）についても、**レーダーチャート図**を活用することにより全体像が把握可能
- ・文章についても専門的で分からないとの指摘を踏まえ、一般の方が分かるように整理



②簡易な事業所検索

画面表示される選択肢の数を最小限にし、インターネット初心者でも迷わず、自然に事業所が検索可能。例えば、「**地図から検索**」「**サービスから検索**」「**その他の検索**」という3種類の方法を大きなボタンで表示することで、利用者はいずれかの方法を迷わず選択することができる。



The screenshot shows the homepage of the "Hokkaido Care Service Information Publicity System" (介護事業所検索). The page has a clean, user-friendly design with a white background and orange accents. At the top, there is a header bar with the Hokkaido logo and the title "介護事業所検索" (Care Service Facility Search). Below the header, a navigation bar includes a "全国版トップ" (National Top) link and a "北海道" (Hokkaido) dropdown menu. The main content area is divided into three large, colorful buttons: "地図から探す" (Search by Map) in green, "サービスから探す" (Search by Service) in blue, and "その他の探し方" (Other Search Methods) in orange. Each button features a simple illustration: a map for the first, a woman caring for an elderly person for the second, and a magnifying glass for the third. To the left of these buttons is a vertical sidebar with several links, including "介護保険について" (About Nursing Insurance), "このホームページの使い方" (How to Use This Homepage), "アンケート" (Survey), "未掲載の事業所について" (About Unpublished Facilities), "地域包括支援センター事業所一覧" (List of Community Inclusive Support Center Facilities), and "全国トップへ戻る" (Return to National Top). Below the buttons, a speech bubble from two cartoon characters says "わたしたちが ご案内いたします!" (We will guide you!). To the right of the speech bubble is a small box with the text "延べ:68 本日:5 昨日:7" and a link "事業所の方はこちら" (For facilities, click here). At the bottom of the page, there is a footer with links for "リンク・著作権について" (About Links and Copyright), "ご利用上の注意" (Terms of Use), and "お問合せ" (Contact Us). The footer also includes the text "厚生労働省" (Ministry of Health, Labour and Welfare), "〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2" (100-8916 Chiyoda-ku, Tokyo), and "Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved".

③事業所の特色（1/2）

事業所自らPRしたい事業所の特色を1つに
まとめて表示し、**写真**や**動画**も閲覧することが
できる。

入所施設などの**空き情報**も表示。

※投稿は事業所の任意で随時更新が可能

● サービスの内容に関する写真

● サービスの内容に関する動画へのリンク

【タイトル:紹介動画はこちら】
紹介動画のPRをご覧ください。

【タイトル:動画】
動画のPRをご覧ください。

【タイトル:今月の活動】
今月の活動のPRをご覧ください。

● 定員に対する空き数

空き数/定員

5/200
(2012年06月01日現在)

事業所名検索 施設タイプ

事業所名検索 施設タイプ

事業所の概要

事業所の特色

事業所の詳細

運営状況

その他

印刷する

しおりをつける

※このページは事業所の責任にて公表している情報です。

● 従業員の男女比

女	1
男	1

● 従業員の年齢構成

20代	5人
30代	6人
40代	7人
50代	8人
60代以上	9人

● 従業員の特色に関する自由記述

従業員に関する自由記述は以下になります。
1. aaa
2. bbb
3. ccc

● サービスの内容に関する自由記述

サービスに関する自由記述は以下になります。
1. ああああああああ
2. しもしもしもし
3. ううううううう
4. ええええええええ
5. おおおおおおお
6. かかわかわかわ

● 登録されているサービス

登録されているサービスは以下になります。
1. aaa
2. bbb
3. ccc
4. ddd

● サービスの内容に関する写真

● サービスの内容に関する動画へのリンク

【タイトル:紹介動画はこちら】
紹介動画のPRをご覧ください。

【タイトル:動画】
動画のPRをご覧ください。

【タイトル:今月の活動】
今月の活動のPRをご覧ください。

● 保険外の利用料等に関する自由記述

サービスに関する自由記述は以下になります。
1. ああああああああ
2. しもしもしもし
3. ううううううう
4. ええええええええ
5. おおおおおおお
6. かかわかわかわ

● 定員に対する空き数

空き数/定員

5/200
(2012年06月01日現在)

③事業所の特色（2/2）

利用者は選択した **3つの事業所まで比較** しながら閲覧できる。

介護事業所検索

介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更

中 大 最大

[全国版トップ](#) > [北海道](#) > 事業所の概要比較

前のページに戻る

閲覧履歴

[事業所名称 読取エラー](#)
[事業所名称 読取エラー](#)

しおり付き 事業所はありません

介護保険について

このホームページの使い方

アンケート

全国トップへ戻る

事業所の概要比較

事業所の概要

事業所の特色

運営状況

この比較表を印刷する

違いのある項目だけを表示する

● 所在地・連絡先	社会福祉法人(社協以外)	社会福祉法人(社協以外)	社会福祉法人(社協以外)
事業所名	訪問介護 事業所の名称1	訪問介護 事業所の名称2	訪問介護 事業所の名称3
住所	〒064-0941 北海道札幌市中央区旭ヶ丘 建物等の名称	〒064-0941 札幌市中央区大通東 建物等の名称	〒064-0941 札幌市中央区中島公園 建物等の名称
連絡先	Tel:110-1100-1100 Fax:110-1100-1100 ホームページ	Tel:110-1100-1100 Fax:110-1100-1100 ホームページ	Tel:110-1100-1100 Fax:110-1100-1100 ホームページ
記入日	2012年06月01日	2012年06月01日	2012年06月01日
介護予防サービスの実施 ?	あり なし	あり なし	あり なし
併設している介護サービス	あり なし	あり なし	あり なし
● 事業所概要			
事業開始年月日	1997/06/01	1997/06/01	1997/06/01
サービス提供地域 ?	サービス提供地域は以下になります。 1. 北海道札幌市中央区旭ヶ丘	サービス提供地域は以下になります。 1. 札幌市中央区大通東	サービス提供地域は以下になります。 1. 札幌市中央区中島公園

事業所1

事業所2

事業所3

④ マップ表示

検索した事業所の位置を地図（マップ）上に表示



北海道 介護事業所検索 介護サービス情報公表システム

文字サイズの調整: 大 最大

前のページに戻る

閲覧履歴

- 事業所名称 検索エラー
- 事業所名称 検索エラー

しおり付き 事業所はありません

介護保険について

このホームページの使い方

アンケート

全国トップへ戻る

訪問介護 事業所の名称1

事業所の概要 事業所の特色 事業所の詳細 運営状況 その他

所在地・連絡先

事業所名	社会福祉法人(社協以外) 訪問介護 事業所の名称1
住所	〒064-0941 北海道札幌市中央区旭ヶ丘 建物等の名称
連絡先	Tel: 110-1100-1100 Fax: 110-1100-1100 ホームページ
記入日	2012年06月01日
介護予防サービスの実施	あり なし
併設している介護サービス	あり なし ※詳しくは 事業所の特色 をご覧ください。

印刷する しおりをつける

サンプル

地図 (地図を閉じる)



運営状況: レーダーチャート (レーダーチャートを閉じる)

訪問介護 事業所の名称
北海道平均

利用者の権利保護

⑤ アンケート

アンケートを常設。様々なご意見を、定期的にシステムの改善に反映していくことができる



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護事業所検索
介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大 最大

[全国版トップ](#) > [アンケート](#)

▶ 最初にお読みください

▶ 公表されている介護サービスについて

▶ 介護保険の解説

▶ 関連情報

▶ アンケート

アンケート

アンケートをお願いいたします。

属性(立場)	☐ 1. 一般 ☐ 2. ケアマネージャー ☐ 3. 地域包括支援センター ☐ 4. 行政機関
属性(年齢)	☐ 1. 40歳未満 ☐ 2. 40歳代 ☐ 3. 50歳代 ☐ 4. 60歳代 ☐ 5. 70歳代 ☐ 6. 80歳代以上
属性(男女)	☐ 1. 男 ☐ 2. 女
情報公表システム利用の有無。	☐ 1. 初めて使う ☐ 2. 時々使う ☐ 3. 頻繁に使う
介護保険制度の認知度。	☐ 1. 詳しく知っている ☐ 2. あまり詳しくは知らない ☐ 3. 全く知らない
情報公表制度の認知度。	☐ 1. 詳しく知っている ☐ 2. あまり詳しくは知らない ☐ 3. 知らなかった
全体的な操作方法。	☐ 1. 使いやすい ☐ 2. 普通 ☐ 3. 使いにくい
全体的な画面の見やすさ。	☐ 1. 見やすい ☐ 2. 普通 ☐ 3. 見にくい
検索方法について。	☐ 1. わかりやすい ☐ 2. 普通 ☐ 3. わかりにくい
事業所選択に役立った情報(複数選択可)	☐ 1. 事業所概要 ☐ 2. 事業所の特色 ☐ 3. 事業所の詳細 ☐ 4. 運営状況 ☐ 5. その他(都道府県が設定した情報) ☐ 6. どれも役に立たなかった
写真・動画の掲載について。	☐ 1. 事業所選択の参考となる ☐ 2. 役に立たなかった
解説(ヘルプ)機能について。	☐ 1. 十分足りている ☐ 2. 丁度良い ☐ 3. 不足していて困った
システム改善のための自由記載(500文字以内)。	

送信する

[リンク・著作権について](#) [ご利用上の注意](#) [お問い合わせ](#)

厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved

＋：新システムで追加、修正した機能

	機能	補足説明
＋	事業所の特色	公表システムでの画面追加に伴う追加
＋	都道府県独自項目	公表システムでの画面追加に伴う追加
＋	疑義チェック機能	入力項目間の整合性チェック
＋	プレビュー機能	公表システムでの画面表示イメージを事前に確認
＋	調査票出力機能	調査票の画面出力、印刷
＋	タブでの項目間遷移	情報をタブ区切りで整理
＋	パスワード変更機能	ユーザ自らパスワード変更が可能
＋	差戻し通知メール	差戻し通知用の連絡先（メールアドレス）を事前登録

＋：新システムで追加、修正した機能

	機能	補足説明
＋	任意情報管理機能	公表システムの都道府県独自項目用の任意項目を作成
＋	カラー管理機能	公表システムのベースカラーを設定 (Orange、Green、Blue、Brown)
＋	各種コンテンツ管理機能	お知らせ内容の編集（お知らせは、公表システムの都道府県 トップページ及び報告サブシステムのログイン後のトップペ ージに表示される）
		未掲載の事業所一覧へのリンクの表示、非表示設定
		地域包括支援センターの事業所一覧の表示、非表示設定（表 示の場合、PDFファイルのアップもしくは、URLリンク）
＋	年次処理機能	年次の確定処理（前年度の公表を「完了」と判断し、事業所 情報データを「確定」とする処理）

＋：新システムで追加、修正した機能

	機能	補足説明
＋	パスワード有効期限のチェック機能	有効期限切れによる変更を促す旨のメッセージを表示。但し、パスワードロック等利用制限はかからないが、メッセージはパスワードを変更するまで表示され続ける。

新システム稼働に向けた作業イメージ

			～	9月				10月			
				第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週
全体								都道府県向け先行リリース 【9月24日（月）】	新システム一般リリース 【10月1日（月）10時】		
指針・計画関係	①	調査指針・計画の策定と公表	●調査指針を作成 ●報告計画（調査計画、情報公表計画）を作成 ← 一体の計画として作成可能 ●調査指針、各計画について都道府県のHP等で公表（新システムを活用することも可能）← 新システムのお知らせ欄に公表しているURLを貼り付けることができる 【ポイント】 ●報告計画…必須 調査計画…指定調査機関に調査事務を委託する場合 情報公表計画…指定公表センターに公表事務を委託する場合								
	②	新システムに取り込む事業所計画ファイルの作成		●現行システムからH23年度の事業所計画ファイルを取り出し、H24年度の計画ファイルを作成（都道府県向けマニュアルP17～） 【ポイント】 ●都道府県向けマニュアルP18に記載されているフォーマットに合わせて修正 ●新規事業所分はレコードを追加します ●エクセルで作成後、システムに取り込むためにはCSV形式への変換が必要です ●変更部分のみ画面上で入力することも可能					新システムの稼働後も随時、新規事業所のシステムへの取り込みや事業所との調整等を行います		
	③	事業所への対応		●報告対象となる事業所に報告依頼通知を発出 ●新システムの切り替え、報告マニュアルの配布、操作方法等の説明など連絡 【ポイント】 ●ログインID・パスは基本的に現行システムから引き継ぎ ●新規事業所には、新たにID・パスを設定（都道府県向けマニュアルP105） ●都道府県独自項目を設定する場合は周知							
システム関係	④	都道府県独自項目の設定					●都道府県独自項目を新システムで設定（都道府県向けマニュアルP85） 【ポイント】 ●質問形式は「選択肢」「自由記載」等が選択可能				
	⑤	年次処理					●システムで年次処理を実行（都道府県向けマニュアルP104） 【ポイント】 ●年次処理を行うと、④や過去の計画年度のデータ修正等はできなくなります				
	⑥	計画ファイルの取り込み等					●②で作成した計画ファイルを新システムに取り込み（都道府県向けマニュアルP22） ●地域包括支援センター一覧（PDF）を取り込み（都道府県向けマニュアルP102）				
	⑦	報告・審査・公表					●事業所がシステムで報告を開始することが可能となる ●報告内容を公表センターは審査し、必要に応じて事業所へ差戻し ●審査終了後、公表 【ポイント】 ●前回公表された内容がプレプリントされるので、報告の際は前回からの変更点のみ修正します ●事業所の特色ページは都道府県の審査は不要です。事業所が報告処理した段階で公表されます ●都道府県の判断で報告拒否の事業所は「未掲載事業所一覧」として、表示可能です				
関係調査	⑧	調査の実施							●①で定めた調査指針に応じて、調査を実施 ●帳票の打ち出し、調査機関の登録、調査票の修正については、都道府県向けマニュアルP56、95、70を参照		
広報関係	⑨	パンフレットの配布		●国が作成したパンフレット（電子ファイル）を市区町村や地域包括支援センター、ケアマネ事業所などに配布 ※国からも各団体を通じて周知を図る予定 【ポイント】 ●広く関係機関に行き渡るように提供 ●必要に応じて紙媒体でも提供							
	⑩	リンクの更新等		●都道府県、公表センターのホームページの新システムリンクURLを変更。 ●関係機関にリンクバナー（国作成）を配布し、幅広く周知 【ポイント】 ●現行システムとはURLが異なります ●10/1以降、現行システムへアクセスした場合は、新システムにジャンプできるように設定予定（～平成24年度中）							

【概要版】介護サービス情報の公表制度
調査指針の策定状況について（8月15日時点）

1. 調査指針の策定

策定済	未策定
34	13

2. 調査の実施について（指針策定済（34都道県）の状況）

■調査が必要と考えられる事項

調査を実施すべきと考えられる事項			地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項		
新規申請時又は新規指定時	新規申請又は新規指定時から一定期間	事業所自ら調査を希望する場合	指定の更新申請時	調査による修正項目の割合に応じ実施	一定年数（※）ごとに実施
15	5	22	5	0	5

※内訳…
【3年：2、6年：2、その他：1】

■調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項

第三者評価などが行われている場合	1事業所において複数サービスを実施している場合
15	6

■他制度等との連携等により効率的に実施することが可能と考えられる事項

報告内容に虚偽が疑われる場合	公表内容について、利用者等から通報があった場合	実地指導と同時実施	状況に応じて、調査する項目を選定して実施	その他必要に応じて実施する場合
25	16	9	4	13

3. 手数料の徴収について（47都道府県の予定）

■公表手数料

徴収する	徴収しない
9	38

■調査手数料

徴収する	徴収しない
14	33

【取りまとめ版】介護サービス情報の公表制度
調査指針の策定状況について（8月15日時点）

策定	未策定
34	13

番号	都道府県名	策定有無	調査が必要と考えられる事項							調査を実施しないことが 適当と考えられる事項		他制度との連携により効率的に実施							手数料の徴収について				指定公表センター及び指定調査機関等の活用について			番号
			調査を実施すべきと考えられる事項			地域の実情に応じて、調査を実施				第三者評価を 実施	複数サービス を実施	虚偽報告	利用者通報	実地指導と同 時	調査項目の選 定	その他	具体例	公表手数料		調査手数料		公表センター	調査機関			
			新規申請時	新規申請か ら一定期間	事業所希望	指定の更新	調査による 修正割合	一定年数	期間									徴収有無	金額 （既存・新規で異なる 場合は平均）	徴収有無	金額 （施設ごとに異なる場合は平均）		活用有無	機関数		
1	北海道	策定している	—	○	○	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	徴収しない	—	徴収する	25,200	活用する	活用する	4	1
2	青森県	まだ策定していない																	徴収する	4,000	徴収する	21,000	活用する	活用する	1	2
3	岩手県	まだ策定していない																	徴収する	7,200	徴収する	26,000	活用する	活用する	2	3
4	宮城県	まだ策定していない																	徴収する	6,000	徴収する	24,000	活用する	活用する	3	4
5	秋田県	策定している	○	—	○	—	—	○	3年に一度	—	—	○	—	—	—	○	その他知事が必要と認めるとき	徴収する	9,000	徴収する	12,000	活用する	活用する	1	5	
6	山形県	策定している	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	徴収する	5,500	徴収しない	—	活用する	活用しない	—	6	
7	福島県	まだ策定していない																徴収しない	—	徴収しない	—	活用しない	活用しない	—	7	
8	茨城県	策定している	—	—	—	—	—	○	6年に一度	○	○	—	—	○	○	○	調査が必要と認められる場合	徴収しない	—	徴収しない	—	活用しない	活用しない	—	8	
9	栃木県	策定している	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	徴収しない	—	徴収しない	—	活用しない	活用しない	—	9	
10	群馬県	策定している	—	○	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	○	その他知事が必要と認めるとき （虚偽報告等を想定）	徴収しない	—	徴収しない	—	活用しない	活用する	3	10	
11	埼玉県	策定している	○	—	○	—	—	—	—	○	—	○	○	○	—	—	—	徴収しない	—	徴収しない	—	活用する	活用しない	—	11	
12	千葉県	策定している	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	徴収しない	—	徴収しない	—	活用する	活用しない	—	12	
13	東京都	策定している	○	—	○	—	—	○	6年に一度	○	○	—	—	—	—	○	前年度に調査対象だったが、調査を受けな かった場合。 その他、知事が必要と認める場合。	徴収しない	—	徴収する	18,300	活用する	活用する	20	13	
14	神奈川県	策定している	○	○	○	○	—	○	3年に一度	○	—	○	○	—	—	○	基本情報に係る報告が県が管理する「介護保険指 定機関等管理システム」のデータと齟齬があった 場合は、翌年度に基本情報と運営情報の調査を実施する	徴収する	5,950	徴収する	22,353	活用する	活用する	9	14	
15	新潟県	策定している	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	徴収する	4,500	徴収しない	—	活用しない	活用しない	—	15	
16	富山県	策定している	—	○	○	—	—	—	—	○	—	○	○	○	○	—	食中毒、感染症の発生、火災、虐待、運営 基準違反等があった場合	徴収しない	—	徴収しない	—	活用する	活用する	3	16	
17	石川県	まだ策定していない																徴収しない	—	徴収しない	—	活用しない	活用する	10	17	
18	福井県	策定している	○	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	徴収する	6,000	徴収する	21,000	活用する	活用する	2	18	
19	山梨県	まだ策定していない																徴収しない	—	徴収しない	—	活用しない	活用しない	—	19	
20	長野県	策定している	○	—	○	—	—	—	—	○	—	○	○	—	—	○	その他知事が必要と認める事業所	徴収しない	—	徴収しない	—	活用する	活用しない	—	20	
21	岐阜県	策定している	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	県の指示・指導に従わないとき	徴収しない	—	徴収しない	—	活用する	活用しない	—	21	
22	静岡県	策定している	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	○	○	苦情の多い事業所等	徴収しない	—	徴収しない	—	活用しない	活用しない	—	22	
23	愛知県	策定している	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	徴収しない	—	徴収する	21,600	活用しない	活用する	9	23	
24	三重県	策定している	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—	徴収しない	—	徴収しない	—	活用しない	活用しない	—	24	
25	滋賀県	まだ策定していない																徴収しない	—	徴収しない	—	活用しない	活用する	検討中	25	
26	京都府	まだ策定していない																徴収しない	—	徴収しない	—	活用しない	活用しない	—	26	
27	大阪府	まだ策定していない																徴収する	2,000	徴収する	25,000	活用する	活用する	9	27	
28	兵庫県	まだ策定していない																徴収しない	—	徴収しない	—	活用する	活用する	検討中	28	
29	奈良県	策定している	○	—	○	○	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	徴収しない	—	徴収する	24,000	活用しない	活用する	2	29	

【取りまとめ版】介護サービス情報の公表制度
調査指針の策定状況について（8月15日時点）

策定	未策定
34	13

番号	都道府県名	策定有無	調査が必要と考えられる事項						調査を実施しないことが 適当と考えられる事項		他制度との連携により効率的に実施						手数料の徴収について				指定公表センター及び指定調査機関等の活用について			番号	
			調査を実施すべきと考えられる事項			地域の実情に応じて、調査を実施			第三者評価を 実施	複数サービス を実施	虚偽報告	利用者通報	実地指導と同 時	調査項目の選 定	その他	具体例	公表手数料		調査手数料		公表センター	調査機関			
			新規申請時	新規申請か ら一定期間	事業所希望	指定の更新	調査による 修正割合	一定年数									期間	徴収有無	金額 （既存・新規で異なる 場合は平均）	徴収有無		金額 （施設ごとに異なる場合は平均）	活用有無		機関数
30	和歌山県	まだ策定していない															徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用する	3	30	
31	鳥取県	まだ策定していない															徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用しない	－	31	
32	島根県	策定している	－	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	○	調査が必要と認められる場合	徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用しない	－	32	
33	岡山県	策定している	○	－	○	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	－	徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用しない	－	33	
34	広島県	策定している	○	－	○	○	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	徴収しない	－	徴収しない	－	活用する	活用する	1	34	
35	山口県	策定している	○	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	－	○	食中毒や感染症の発生、火災等の問題が生じた場合等	徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用しない	－	35	
36	徳島県	策定している	○	－	○	－	－	－	－	○	－	○	○	－	－	－	徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用しない	－	36	
37	香川県	策定している	○	－	○	－	－	○	居宅は更新まで1回 施設は1又は2年に1回	○	－	－	－	○	－	－	徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用しない	－	37	
38	愛媛県	策定している	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用する	1	38	
39	高知県	策定している	－	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	－	○	特に調査が必要と認められる事業所	徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用しない	－	39	
40	福岡県	策定している	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	徴収しない	－	徴収する	19,000	活用しない	活用しない	－	40	
41	佐賀県	策定している	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	○	調査を行う必要があると認められる場合	徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用しない	－	41	
42	長崎県	策定している	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用しない	－	42	
43	熊本県	策定している	○	－	○	－	－	－	－	○	－	○	－	－	－	－	徴収しない	－	徴収する	18,000	活用しない	活用する	1	43	
44	大分県	策定している	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用しない	－	44	
45	宮崎県	策定している	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用しない	－	45	
46	鹿児島県	策定している	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	○	食中毒や感染症の発症、火災等の問題が生じた場合等	徴収しない	－	徴収しない	－	活用しない	活用しない	－	46
47	沖縄県	まだ策定していない															徴収しない	－	徴収する	28,000	活用しない	活用する	2	47	

インターネット初心者でも安心!

見
やすい

使い
やすい

わかり
やすい

介護サービス情報公表システム

介護サービス情報公表制度は、介護サービスを利用したい方が、最適なサービスをお選びいただけるようにお手伝いするしくみのことです。ホームページから簡単な操作で条件にあったサービスを検索することができます。どうぞお気軽にご利用ください。



だれでもかんたん検索

「介護事業所検索」で検索してください。

介護事業所検索

検索

クリック

「介護サービス情報の公表」制度に関するお問い合わせ先

- ①各都道府県の福祉・介護関連部署の「介護サービス情報の公表」制度担当
- ②各都道府県の指定情報公表センター
- ③公表画面トップページに掲載されているお問い合わせ先

特徴
1

見やすい

大きな文字と大きなボタンで見やすい画面



ココが変わりました

- シンプルな画面構成
- 高齢者でも見やすい配色
- 地図、ボタン、アイコン等を多く使用し、親しみやすいホームページ

▲ 親しみやすいイラストで“見てわかる画面”に

特徴
2

使いやすい

地図や目的別検索で迷うことなく検索



ココが変わりました

- 一画面の情報量を最小限に
- 「利用目的別」色分けで見やすい検索画面
- 地図表示で地域の介護サービス事業所検索が簡単
- 検索した介護サービス事業所の地図表示

▲ 簡単な操作でラクラク検索。地図表示もできます。

特徴
3

わかりやすい

見たい情報がすっきり表示でわかりやすい



ココが変わりました

- 事業所情報を、内容ごとに見出し(タブ)をつけて表示
- レーダーチャートで客観的情報も確認できる
- 事業所が独自 PR をする特色ページの新設
- 閲覧者をサポートするヘルプ機能の大幅な充実

▲ 事業所情報が整理されているので読みやすい。

介護サービス情報の公表制度
平成24年度補助金の協議状況について（8月24日時点）

【スケジュール】

4月6日	実施要綱発出
4月13日	事前協議開始
～	
5月9日	事前協議締め切り
6月4日	事前協議内示額の通知
7月31日	追加協議案内
～	
8月24日	追加協議締め切り

【参考：協議状況】（単位：千円）

	予算額	協議数
事前協議	331,000	36

【参考：補助対象事業例】

・調査事務の委託料 ・非常勤職員に係る賃金 ・公表事務の委託料 ・公表制度の普及・啓発 ・事業者説明会、調査員研修 ・都道府県独自システム費用 ・都道府県サーバ撤去費用

『「介護サービス情報の公表制度」推進協議会』の廃止について

平成24年8月31日

厚生労働省老健局振興課

「介護サービス情報の公表制度」推進協議会事務局

『「介護サービス情報の公表制度」推進協議会』（以下、『推進協議会』という。）は、「介護サービス情報の公表制度（以下、「制度」という。）」施行の準備段階における『「介護サービス情報の公表制度」施行準備・支援協議会』を前身とし、平成18年4月の制度施行に合わせて「国や都道府県間等において全国的・広域的な見地から協働して推進していくことが適当と考えられる事項について、協議しながら連携し実施する」ことを目的に、国や都道府県、指定情報公表センター及び情報公表支援センターを会員として設置されたものである。

『推進協議会』では、これまで、①調査の均質性の確保に関する事項、②調査事務及び情報公表事務の省力化、支援方策等に関する事項、③制度の普及啓発に関する事項、④その他、必要な支援方策に関する事項等について協議しながら、制度の適正かつ円滑な推進に向けた取組みを行ってきたところである。

平成23年度より、情報公表システムの運用にあたってのサーバーの設置及び管理が国に一元化されたこと、平成24年4月1日から施行された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により調査の実施が都道府県が必要があると認める場合に変更になったことなどにより、前述の『推進協議会』の取組み環境は大きく変容している。

また、制度の施行から7年目を迎え、『推進協議会』がこれまで果たした役割については、当初の目的を十分に達したものと考えられることから、平成24年8月31日をもって終了することとしたい。

以上

介護サービス情報の公表制度
事前質問に対する回答

No.	照会者	照会内容	回答
1	北海道(公表センター)	「平成24年8月15日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡」(以下「事務連絡」)添付資料の別紙5(運営情報)の表中、「確認のための材料」欄と「データ」欄の間の欄の列は、何を意味する列か。	システム上、回答用のエリアが表示されています。特段意味はありません。
2	北海道(公表センター)	事務連絡添付資料の「報告／審査・受理システムの現行システムとの差異」中、新システムで削除した機能の「調査票変更箇所の保持機能」とは、どのようなものか。	事業所の報告内容を修正した際、履歴を保持しておく機能です。
3	北海道	道では、これまで報告・調査・公表計画の策定に必要なことから、公表システムとは別に道内の膨大な介護サービス事業所の中から報告・調査・公表対象事業所を効率的に決定するための事務処理システムを構築し、事務行ってきたところであるが、今後、事業を行うにあたり、多数の介護サービス事業所を有する都道府県においては、当該システムの活用は、効率的に事務を行う上で有効であり、当該システムの構築及び維持経費が、「介護サービス情報の公表制度支援事業(都道府県分)」の補助メニューに追加されるかどうかご教示願う。	見直し後の制度を安定的、効率的に運用するものとして必要不可欠なものであれば補助対象とすることも可能。
4	北海道	地域密着型サービス外部調査等受検実績によって本制度の適用除外とする考えが示されているが、逆に言うと、本制度により公表される情報は、他の調査における包含していると考えて良いか。仮に包含されているのであれば、適用除外することは問題であり、他の調査で漏れている項目はどのように把握するのか教えていただきたい。	国のガイドラインで、第三者評価や外部評価を受審した事業所に一定の配慮をすべきとしたのは、調査項目が類似しているという観点よりも、第三者が直接事業所に訪問していることへの配慮としているところ。
5	秋田県	①8/15QAのN013回答で、課長通知の報告様式を利用とあるが、誤植等を修正したエクセル調査票や基本情報と運営情報が一体となったエクセル調査票を示してほしい。	誤植修正版はシステム稼働前にお示しする予定です。一体となった調査票はお示しする予定はありません。
6	秋田県	②報告サブシステムの帳票印刷機能により出力された調査票と、別紙5の調査票は別物と解釈してよいか。	別紙5の調査票が、帳票印刷機能での調査票出力イメージとなります。
7	秋田県	③別紙5の運営情報にある{2}[1]等は何を示しているのか。	システムの管理上の表示です。実際の印刷の際には表示されません。
8	秋田県	④別紙5の基本情報、運営情報は、報告システム・管理システム双方からの印刷が可能か。	可能です。
9	秋田県	⑤疑義チェック機能の具体的な内容は。	別途お示します。
10	秋田県	⑥パスワードの有効期限のチェック機能は、管理システムのみか。またその期間は。	報告サブと管理サブでチェックされます。期限はシステム上で設定が可能です。
11	秋田県	⑦未掲載の事業所を公表した場合、どんな処理が必要か。	事業所計画マスタで「未掲載」フラグを削除し、通常の公表処理を行います。
12	秋田県	⑧同一区分(一体的報告・調査)で複数サービスが対象となった場合、それぞれの調査票様式区分で報告してもらうこととなるが、グループ番号は何に活かされるのか。	報告サブで事業所がログインした際、関連事業所として、表示されます。
13	福井県	Q&A vol2のNo.7によると、システム上、新規事業所と既存事業所の区別がないとのことであるが、報告の際、運営情報の報告義務がない新規事業所の場合にも運営情報の入力画面が表示されるということか、またこの場合、運営情報を入力しなくても(システムでエラーが出ることなく)報告、公表できるのか	お見込みの通り、新規事業所であっても運営情報の入力画面が表示されます。そのまま提出することも回答可能な部分だけ回答して提出することも可能です。また、公表・報告システムでは、新規事業所の運営情報の報告は次年度以降となる旨の注意書きが表示されます。

介護サービス情報の公表制度
事前質問に対する回答

No.	照会者	照会内容	回答
14	福井県	制度変更で、本体サービスが報酬100万円を超え、介護予防サービスが報酬100万円以下の事業所場合、介護予防サービスについて公表義務がなくなったが、この場合、 ①予防サービス単独の項目(例、介護予防サービスへの提供実績)について、何も入力せずとも報告、公表が可能か。それとも何らかの値(ゼロなど)を入れるのか。 ②予防サービスにおいて、公表義務がないため、入力していない、ということが何かで表示されるのか。 現状の情報では、予防サービスの指定年月日を記載しなければ「予防サービス実施なし」と表示されるとあるが、この場合、実施はしているので、本表示にはあてはまらないが、他に何かで表示があるのか。	①入力必須項目以外は未入力で提出が可能です。入力必須項目の場合、何らかの値の入力が必要となります。 ②介護報酬実績での管理はシステム上していません。
15	福井県	報告システムはwindows8に搭載されるInternet Explorer10には対応するのか。 (推奨環境(Webブラウザ)や稼働環境を教えてください)	現時点での稼働環境は別紙のとおりです。今後のバージョンアップにはできる限り対応はしていく予定です。
16	岐阜	・Internet Explorer以外のブラウザでシステムを利用することは可能か。	別紙のとおり対応可能です。
17	岐阜	・操作マニュアル(事業者・一般利用者向け)のダウンロードは、どのように行うのか。	各サブシステムのヘルプページからダウンロードしていただきます。
18	岐阜	・Windows8への対応予定は？	今後のバージョンアップにはできる限り対応はしていく予定です。
19	岐阜	介護報酬100万円未満の年度が継続している事業者、休止・廃止事業者について、公表期間、公表ルールは、都道府県ごとに定めることになるのか。 利用者視点で考えた場合、統一ルールでの運用が分かりやすいのでは。	お見込みのとおりです。 利用者視点で考えた場合、自治体内で統一したルールに基づいていれば、全国統一でのルールは必要ないかと考えます。
20	岐阜	短期入所療養介護については、介護保険法施行規則第140条の43第1項により、老人保健施設、医療法第7条第4項第2号に規定する療養病床を有する病院若しくは診療所が対象となることですが、サービスコードは、介護老人保健施設と介護療養型医療施設しかありませんが、介護療養型医療施設のコードを使用するのですか。	短期入所療養介護については、サービスコード220「短期入所療養介護(介護老人保健施設)」と230「短期入所療養介護(介護療養型医療施設)」の2つがありますので、区別が必要です。
21	広島	① 事業所計画マスタは、公表計画の行うすべての事業所の情報を県、または公表センターで入力しないといけないのか？	お見込みのとおりです。基本的には前年度の計画ファイルを更新する形となります。
22	広島	② 新規の事業所の場合は、事業所名、などの情報をマスタ入力でしないといけないのか？	マスタへの直接入力もしくは計画マスタの取り込みが必要です。
23	広島	③ 記入漏れなどがあつた場合、事業所からの報告を受け付けられない機能があるのか？	入力必須項目に記入がない場合は、エラーとして、提出できない仕様となっています。
24	広島	④ 都道府県独自項目を設定しないことは可能か？	可能です。
25	広島	⑤ 報告の締め切り日などの設定は、日付まで設定できるのか？例 11月15日など	お見込みのとおりです。
26	広島	⑥ 「非公表」はどういった場合が想定されるのか？	当該事業所が休止・廃止された場合や虚偽報告が疑われる場合を想定しています。
27	広島	⑦ 「事業所の特色」の記載要領は、国で作成しているのか？	事業所向けマニュアルに基づき記載をします。
28	広島	⑧ 公表事業所ごとのページについて、閲覧数の集計はできないか？	事業所単位でのアクセス数の集計は行っていないです。
29	広島	⑨ アクセス数の把握について、都道府県ごとのトップページに、トータル、本日、前日のアクセスカウンタが表示されるということだが、期間中(任意設定)のアクセス数を集計することはできるか？	国から毎月の都道府県トップページ等のアクセス数は必要に応じて情報提供する予定です。
30	広島	⑩ 今回の新たなシステムについて、8/31の会議では、一部の説明だけでなくその全てについて説明してほしい	説明します。

介護サービス情報の公表制度
事前質問に対する回答

No.	照会者	照会内容	回答
31	福岡県	県が処理する公表システム画面では、事業者間の公平性の観点から、事業者が報告した順に公表処理を行えるよう、例えば報告した順に一覧に表示されるような仕組みとなっているか。	管理サブでは、事業所提出日をキーとして事業所検索を行うことで、ご要望の対応が可能です。
32	福岡県	ワムネットが9月に終了することから、対象外事業所(介護報酬額が100万以下で公表の対象でない事業所)について、利用者等が閲覧する公表画面上で表示することは可能か。 未提出事業所(公表の対象でありながら、報告がないため公表されていない状態の事業所)について、8月15日付Q&AのNo.21にあるとおり、「未掲載」として一覧に表示されるとあるが、例えば、「公表の対象であるにもかかわらず、報告をしていない事業所」「法を遵守していない事業所」等、どういう表示で掲載されるのか。 また、上記の対象外事業所と未提出事業所は、システム上及び利用者等が閲覧する公表画面上で区別して表示することは可能か。	介護報酬の支払実績額によるシステム上の管理は行っておりません。未掲載の事業所一覧については、「未掲載」フラグを立てた事業所が一律で表示されます。ご要望のような区別はできないので、そもそもの公表対象外事業所を誤って載せないように留意が必要です。今回、未掲載事業所を表示できるようにした理由は、これまでは報告拒否事業所には指定取り消しという方法でしか対応ができずに、余りに厳しすぎる罰則であるため実行できない、という声を踏まえて導入を図ったところです。未掲載事業所を表示するか否かも都道府県の任意となります。
33	福岡県	調査が任意となり、本県の場合、調査を受けるか否かは事業所の判断となるが、希望して調査を受けた事業所がメリットとなるよう、利用者等が閲覧する公表画面上でその旨がわかるか。また、その場合、どのように表示されるのか。	公表サブの事業所一覧表示の際、希望して調査を受けた事業所については、備考欄にアイコンが付与され、検索結果の上位に表示されます。
34	福岡県	施行規則が改正されたが、例えば、①訪問介護②介護予防訪問介護③夜間対応型訪問介護を一体的に運営し、県においても一体的区分として取り扱う場合に、事業所の介護報酬額が①100万超②100万以下③100万以下であった場合、事業所が報告しなければならないのは①の訪問介護のみとなり、100万以下の②③は報告の義務はないということでしょうか。 上記の場合、報告義務のあるサービスが①訪問介護のみということであれば、当該事業所が調査を希望した場合、調査対象とできるのは①訪問介護だけであり、②③については調査できないこととなるのか。 また、事業者が①②③の3サービスについて報告した場合、①②③を一体的に調査することは可能か。	報告義務についてはお見込みのとおりです。制度上、介護報酬支払実績が100万円以下の事業所に対して、報告義務はないため、調査対象とはなりませんが、自ら報告・調査を希望する事業所への調査を妨げるものではありません。 また、一事業所内で複数サービスを運営している場合は、一体的な調査が可能です。
35	福岡県	新規事業者は基本情報の公表のみとなるが、あわせて運営情報も公表することは可能か。	新規事業所についても、回答可能な部分のみ回答して、運営情報を提出することが可能です。

(別紙)システムの稼働環境について

OS	バージョン
Windows	Windows XP SP3、Windows Vista SP2、Windows7、Windows7 SP1
Mac	Mac OS X v10.6
webブラウザ	バージョン
Internet Explorer(IE)	IE7、IE8、IE9
safari	Safari 5
Office製品	バージョン
Microsoft Office	2003、2007、2010
OpenOffice.org	3

(別 紙)

○「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331007 号厚生労働省老健局振興課長通知）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
別紙	別紙
I 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨 介護保険制度は、介護サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が自ら介護サービス事業者（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 3 5 第 1 項に規定する「介護サービス事業者」をいう。以下「事業者」という。）を選択し、利用者と事業者とが契約し、サービスを利用又は提供する制度である。 しかしながら、利用者は要介護者等であり、利用しようとする介護サービスの情報の入手において、事業者と実質的に対等な関係を構築することが困難な場合がある。利用者が適切なサービスを利用できない場合、その心身の機能が低下するおそれなどが考えられることから、利用者に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が望まれる。 また、事業者においては、自らが提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、利用者による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望まれることから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が望まれる。 介護保険制度は、このように、利用者本位による利用者のニーズにあったより適切な事業者選択を通じたサービスの質の向上が図られることを基本理念とする制度である。 「介護サービス情報の公表」制度は、このような、利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、法第 1 1 5 条の 3 5 第 1 項の規定に基づいて、事業者に対し、「介護サービス情報」（介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なもの）の公表を義務付けるものである。	I 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨 (略)

II 実施体制の整備

「介護サービス情報の公表」制度は、法に基づく都道府県の自治事務であり、都道府県知事は、都道府県内の本制度の対象となる事業者（以下、「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に行う体制を整備する必要がある。

当該事務は、都道府県知事が自ら行うほか、当該事務の効率的かつ円滑な実施に資するため、都道府県知事が法第115条の36第1項の規定に基づく指定調査機関及び法第115条の42第1項の規定に基づく指定情報公表センター（以下「指定調査機関等」という。）を指定して行うことができるとされている。都道府県知事が、当該指定調査機関等の指定を行うに当たっては、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。

また、指定調査機関が行う公表対象事業所の調査の実施に当たっては、法第115条の37の規定に基づく要件を備える者のうちから選任して実施する必要があるので、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。

1 指定情報公表センター

（1）基本的考え方

都道府県知事が行う指定情報公表センターの指定については、情報公表事務（法第115条の42第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。）が、各都道府県において一元的に行われる必要があることを踏まえると、各都道府県に1か所を指定することが適当と考えられる。

また、指定情報公表センターが行う情報公表事務は、都道府県知事の自治事務について、都道府県知事の指定を受けて行うものであること、また、法第115条の42第3項の規定に基づき準用する法第115条の36第3項の規定に基づく情報公表事務手数料を納めさせ、その収入とすることができると等を踏まえ、当該事務の実施に当たっては、公正かつ適確な情報公表事務の実施等に留意するとともに、特に、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な情報公表事務が実施される必要がある。

（2）指定を受ける法人の中立性・公平性の確保

II 実施体制の整備

（略）

1 指定情報公表センター

（1）基本的考え方

都道府県知事が行う指定情報公表センターの指定については、情報公表事務（法第115条の42第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。）が、各都道府県において一元的に行われる必要があることを踏まえると、各都道府県に1か所を指定することが適当と考えられる。

また、指定情報公表センターが行う情報公表事務は、都道府県知事の自治事務について、都道府県知事の指定を受けて行うものであること____等を踏まえ、当該事務の実施に当たっては、公正かつ適確な情報公表事務の実施等に留意するとともに、特に、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な情報公表事務が実施される必要がある。

（2）指定を受ける法人の中立性・公平性の確保

指定情報公表センターの指定を受けようとする法人の審査に当たっては、<u>政令第37条の11の規定に基づき準用する介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）</u>第37条の3第3号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の50第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを確認する必要がある。 具体的には、当該法人の構成員として、介護サービスを現に提供する事業者の役員等が多くを占めるために、情報公表事務の実施に当たり、特定の公表対象事業者の意思が影響を及ぼすことがないかといった観点から、次のような事項の確認、必要な措置を講ずべき旨の指導等を行うことが適当である。 ア 指定を受ける法人の役員構成等の確認 指定情報公表センターの指定を受ける法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成について、介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族（以下、「情報公表事務の利害関係者」という。）が、当該法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の総数の2分の1を超えて含まれていないこと。 イ 代替的措置を講ずべき旨の指導 アにより難しい場合は、情報公表事務の利害関係者以外で、情報公表事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、情報公表事務の内容を実質的に決定することができる委員会等を組織することが必要であること。当該委員会等は、情報公表事務の実施に当たっての監事としての役割を担うものであることから、法人の組織内において、独立性・自己完結性の高い組織とすることが必要であること。 ウ その他の留意点 アの要件は確保されているものの、当該法人の会員等として、介護サービスを現に提供する事業者及び情報公表事務の利害関係者が2分の	指定情報公表センターの指定を受けようとする法人の審査に当たっては、<u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）</u>第37条の11の規定に基づき準用する政令第37条の3第3号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の50第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを確認する必要がある。 具体的には、当該法人の構成員として、介護サービスを現に提供する事業者の役員等が多くを占めるために、情報公表事務の実施に当たり、特定の公表対象事業者の意思が影響を及ぼすことがないかといった観点から、次のような事項の確認、必要な措置を講ずべき旨の指導等を行うことが適当である。 ア 指定を受ける法人の役員構成等の確認 （略） イ 代替的措置を講ずべき旨の指導 （略） ウ その他の留意点 （略）
--	--

1 以上参加している場合は、イの委員会等を組織して、情報公表事務の公正・中立性を確保することが望ましいこと。

(3) 事業運営の透明性の確保

「介護サービス情報の公表」制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることにかんがみ、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の「介護サービス情報の公表」制度に対する理解を深めていただく観点から、その運営状況等については、各都道府県のホームページ等を活用して、積極的に毎年度公表を行うことが望ましい。

2 指定調査機関

(1) 基本的考え方

都道府県知事が指定調査機関の指定を行うに当たっては、調査事務（法第115条の36第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）が効率的かつ適確に行われるよう、適切に必要な数を見込み指定を行う必要がある。

また、指定調査機関が行う調査事務は、都道府県知事の自治事務について、都道府県知事の指定を受けて行うものであること、また、法第115条の36第3項の規定に基づく調査事務手数料を納めさせ、その収入とすることができること等を踏まえ、当該事務の実施に当たっては、公正かつ適確な調査事務の実施等に留意するとともに、特に、特定の事業者に係ることのない中立・公正な調査事務が実施される必要がある。

(2) 指定を受ける法人の中立性・公平性の確保

指定調査機関の指定を受けようとする法人の審査に当たっては、政令第37条の3第3号及び省令第140条の50第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを確認する必要がある。

具体的には、当該法人の構成員として、当該法人が調査を行おうとする介護サービス（以下「調査対象サービス」という。）を現に提供する事業者

(削除)

2 指定調査機関

(1) 基本的考え方

都道府県知事が指定調査機関の指定を行うに当たっては、調査事務（法第115条の36第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）が効率的かつ適確に行われるよう、適切に必要な数を見込み指定を行う必要がある。

また、指定調査機関が行う調査事務は、都道府県知事の自治事務について、都道府県知事の指定を受けて行うものであること____等を踏まえ、当該事務の実施に当たっては、公正かつ適確な調査事務の実施等に留意するとともに、特に、特定の事業者に係ることのない中立・公正な調査事務が実施される必要がある。

(2) 指定を受ける法人の中立性・公平性の確保

(略)

の役員等が多くを占めるために、調査事務の実施に当たり、特定の公表対象事業者の意思が影響を及ぼすことがないかといった観点から、次のような事項の確認、必要な措置を講ずべき旨の指導等を行うことが適当である。

ア 指定を受ける法人の役員構成等の確認

指定調査機関の指定を受ける法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成について、調査対象サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族（以下、「調査事務の利害関係者」という。）が、当該法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の総数の2分の1を超えて含まれていないこと。

イ 代替的措置を講ずべき旨の指導

アにより難しい場合は、調査事務の利害関係者以外で、調査事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、調査事務の内容を実質的に決定することができる委員会等を組織することが必要であること。当該委員会等は、調査事務の実施に当たっての監事としての役割を担うものであることから、法人の組織内において、独立性・自己完結性の高い組織とすることが必要であること。

ウ その他の留意点

アの要件は確保されているものの、当該法人の会員等として、調査対象サービスを現に提供する事業者及び調査事務の利害関係者が2分の1以上参加している場合は、イの委員会等を組織して、調査事務の公正・中立性を確保することが望ましいこと。

(3) 事業運営の透明性の確保

「介護サービス情報の公表」制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることにかんがみ、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の「介護サービス情報の公表」制度に対する理解を深めていただく観点から、その運営状況等については、

(削除)

各都道府県のホームページ等を活用して、積極的に毎年度公表を行うことが望ましい。

3 調査員

(1) 調査員の確保

都道府県は、介護サービスの種類ごとの公表対象事業所数、都道府県自らの調査実施体制、介護サービスの種類ごとの指定調査機関数や所属調査員数等を踏まえ、必要な調査員数を適切に見込み、必要数を計画的に養成し確保する必要がある。

調査員は、政令第37条の7第1項に規定されるとおり、都道府県知事又はその指定する者が省令第140条の55の規定に基づいて行う研修（以下「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、都道府県知事が作成する調査員名簿に登録される必要がある。当該名簿には、調査員養成研修修了者の氏名、住所及び調査員養成研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載するものとする。また、当該登録は、1つの介護サービスの種類に係る研修の課程を修了することをもって行うものとし、他の介護サービスの種類ごとの研修の課程を修了するごとに、当該登録内容の追加変更を行うものとする。

なお、介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができることや、①、⑤、⑦及び⑩の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。

また、調査員は、法第115条の35第2項の規定に基づいて都道府県知事が行う調査の場合は都道府県の職員であり、法第115条の37第1項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。

3 調査員

(1) 調査員の確保

都道府県は、介護サービスの種類ごとの公表対象事業所数、都道府県自らの調査実施体制、省令第140条の47の2に規定する都道府県知事が定めた調査の実施に関する指針（以下、「調査指針」という。）等を踏まえ、必要な調査員数を適切に見込み、必要数を計画的に養成し確保する必要がある。

調査員は、政令第37条の7第1項に規定されるとおり、都道府県知事又はその指定する者が省令第140条の55の規定に基づいて行う研修（以下「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、都道府県知事が作成する調査員名簿に登録される必要がある。当該名簿には、調査員養成研修修了者の氏名、住所及び調査員養成研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載するものとする。また、当該登録は、1つの介護サービスの種類に係る研修の課程を修了することをもって行うものとし、他の介護サービスの種類ごとの研修の課程を修了するごとに、当該登録内容の追加変更を行うものとする。

なお、介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができることや、①、⑤、⑦及び⑩の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。

また、法第115条の35第3項の規定に基づいて都道府県知事が行う調査を、調査員により実施させる場合の調査員の身分は、都道府県の職員であり、法第115条の37第1項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合の調査員の身分は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事

〈区 分〉 ① 訪問介護＋介護予防訪問介護＋夜間対応型訪問介護 ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護 ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション ⑤ 通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護＋指定療養通所介護（指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。） ⑥ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション ⑦ 特定施設入居者生活介護＋地域密着型特定施設入居者生活介護＋介護予防特定施設入居者生活介護 ⑧ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売 ⑨ 小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑩ 認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑪ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑫ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設） ⑬ 介護療養型医療施設____＋短期入所療養介護（<u>介護療養型医療施設</u>）＋介護予防短期入所療養介護（<u>介護療養型医療施設</u>） （2）指定調査員養成研修機関 都道府県知事は、調査員養成研修を自ら実施するほか、当該研修の効率的かつ円滑な実施に資するため、その指定する者（以下「指定調査員養成	務を行うことは想定していない。 〈区 分〉 （①から⑫ 略） ⑬ 介護療養型医療施設（<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号の指定を受けている介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）</u>）＋短期入所療養介護（<u>療養病床を有する病院等</u>）＋介護予防短期入所療養介護（<u>療養病床を有する病院等</u>） （2）指定調査員養成研修機関 （略）
---	--

研修機関」という。)に行わせることができるものである。

指定調査員養成研修機関の指定に当たっては、政令第37条の7第4項の規定に基づくとともに、省令第140条の55に規定される調査員養成研修の目的、内容、介護サービスの種類ごとに厚生労働大臣が定める基準(平成18年3月31日厚生労働省告示第267号。)を満たす課程等の遵守、適切な講師の確保状況等を確認し、適切な法人を指定する必要がある。

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

1 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の43第1項に規定される訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(省令第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。)、特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。)、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス(介護療養型医療施設の入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。)、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護(省令第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。)、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護である。また、省令第140条の43第2項に規定されたとおり、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護(以下「訪問看護等」という。)のうち、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

1 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の43第1項に規定される訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(省令第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。)、特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。)、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護(省令第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。)、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護である。また、省令第140条の43第2項に規定されたとおり、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護(以下「訪問看護等」という。)のうち、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービ

係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設、又は法第115条の11において準用する法第71条第1項本文及び法第72条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

ただし、平成21年4月1日に現に通所リハビリテーションに係る法第41条第1項本文又は介護予防通所介護リハビリテーションに係る法第53条第1項本文の指定を受けている病院等の開設者であって、その後において法第71条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者又は法第115条の10において準用する法第71条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者とみなされた者については、前段の省令第140条の43第2項の規定は適用しない。

なお、次の各区分において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、各区分における介護サービスの公表内容の多くが共通であることから、介護サービス事業所、指定情報公表センター及び指定調査機関の事務負担等に配慮し、一体的に報告及び調査を実施するものとする。

また、この通知において、各区分において平成19年度までに情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスや、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を「主たるサービス」という。

〈一体的な報告・調査を行うサービス区分（調査票様式）〉

- ① 訪問介護＋介護予防訪問介護＋夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護＋指定療養通所介護
- ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション

スに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設____、又は法第115条の11において準用する法第71条第1項本文及び法第72条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等若しくは介護老人保健施設であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

なお、介護療養型医療施設については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、旧介護保険法の規定に基づく省令の規定についても、その効力を有するものであることから、情報の公表を行う介護サービスとなることに留意すること。

また、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、同一事業者による運営であることに鑑み、サービスの内容等の多くが共通しているサービスの報告については、一体的に報告することができるものとする。この場合のサービス内容等の多くが共通しているサービスの区分については、次に例を示すが、各都道府県の実情に応じ適宜定められたい。

さらに、一体的サービス区分を定めた場合には、例えば、平成19年度までに情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスや、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を「主たるサービス」として定めるなど、事務の効率化を図ることができるものとする。

〈一体的な報告・調査を行うサービス区分例（調査票様式）〉

- ① 訪問介護（予防を含む）＋夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護（予防を含む）
- ③ 訪問看護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ④ 訪問リハビリテーション（予防を含む）

⑤ <u>通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護＋指定療養通所介護</u> ⑥ <u>通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション＋指定療養通所介護</u> ⑦ <u>特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））</u> ⑧ <u>特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））</u> ⑨ <u>特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）＋特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅（外部サービス利用型））＋地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）＋介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）＋介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅（外部サービス利用型））</u> ⑩ <u>福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売</u> ⑪ <u>小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護</u> ⑫ <u>認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護</u> ⑬ <u>居宅介護支援</u> ⑭ <u>介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u> ⑮ <u>介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）</u> ⑯ <u>介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）</u> 2 介護サービス情報の具体的内容 法第115条の35第1項の規定に基づいて、省令第140条の45に規定	⑤ <u>通所介護（予防を含む）＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護</u> ⑥ <u>通所リハビリテーション（予防を含む）＋指定療養通所介護</u> ⑦ <u>特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）</u> ⑧ <u>特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）</u> ⑨ <u>特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））</u> ⑩ <u>福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）</u> ⑪ <u>小規模多機能型居宅介護（予防を含む）</u> ⑫ <u>認知症対応型共同生活介護（予防を含む）</u> ⑬ <u>居宅介護支援</u> ⑭ <u>介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u> ⑮ <u>介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）</u> ⑯ <u>介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）</u> 2 介護サービス情報の具体的内容 (1) 報告が必須の情報
--	---

する別表第1及び別表第2に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2調査情報のとおりとし、別添1基本情報及び別添2調査情報の記載要領は、別添3のとおりとする。

3 報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画の策定

都道府県知事は、毎年、政令第37条の2第1項の規定に基づく介護サービス情報の報告に関する計画（以下、「報告計画」という。）を定めなければならない。また、指定調査機関を指定して調査事務を行わせる場合には、毎年、政令第37条の5第1項に規定する調査事務に関する計画（以下、「調査計画」という。）を定めなければならない。さらに、指定情報公表センターを指定して情報公表事務を行わせる場合には、毎年、政令第37条の11第1項において準用する第37条の5第1項に規定する情報公表事務に関する計画（以下、「情報公表計画」という。）を定めなければならない。

法第115条の35第1項の規定に基づいて、省令第140条の45に規定する別表第1及び別表第2に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりとし、別添1基本情報及び別添2運営情報の記載要領は、別添3のとおりとする。

(2) 報告が任意の情報

法第115条の44に規定する介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（以下「任意報告情報」という。）については、省令第140条の62の2に基づき都道府県知事が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。

なお、介護サービスの質に関する情報については、事業者の提供しているサービスの質を、客観的に判断することが容易な内容であることが適当であることから、要介護の改善状況、褥瘡の発生状況、転倒発生の状況や第三者評価の結果などが情報の内容として考えられる。

また、介護サービスに従事する従業者に関する情報については、従業者の労働環境が、介護サービスの提供体制を判断する上で有効であると考えられることから、離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系や有給休暇の取得状況などが情報の内容として考えられる。

3 報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画の策定

(略)

当該報告計画、調査計画及び情報公表計画の策定に当たっては、次によるものとする。 (1) 各計画策定の目的 本制度においては、都道府県知事、指定調査機関又は指定情報公表センターにおいて、各都道府県における全ての公表対象事業者が報告する介護サービス情報の受理、<u>調査、情報の公表等の事務を、毎年実施するものである。</u>このため、当該事務を効率的かつ円滑に行う観点から、報告計画、調査計画及び情報公表計画を定めることとされたものである。 (2) 各計画の策定者 各計画の策定者は、都道府県知事である。なお、各計画の原案の策定を指定情報公表センターに行わせることは差し支えない。 (3) 各計画の策定方法 報告計画、調査計画及び情報公表計画は、一体の計画（以下、「計画」という。）として策定して差し支えない。 (4) 計画の内容 計画の内容は、省令第140条の48、第140条の52及び第140条の60の規定を踏まえ、次のとおりとする。 ア 計画の基準日 計画の基準日は、速やかな制度の施行を行う観点から、できる限り早期の日を定めることが望ましい。 イ 計画の期間 計画の期間は、当該計画が毎年定めるものであることを踏まえ、1年間とすることが望ましい。 ウ 報告の対象となる事業者	(1) 各計画策定の目的 本制度においては、都道府県知事、指定調査機関又は指定情報公表センターにおいて、各都道府県における全ての公表対象事業者が報告する介護サービス情報の受理、<u>情報の公表等の事務を、毎年実施するものであり、調査については、調査指針により実施するものである。</u>このため、当該事務を効率的かつ円滑に行う観点から、報告計画、調査計画及び情報公表計画を定めることとされたものである。 (2) 各計画の策定者 (略) (3) 各計画の策定方法 (略) (4) 計画の内容 (略) ア 計画の基準日 (略) イ 計画の期間 (略) ウ 報告の対象となる事業者
--	--

法第115条の35第1項に規定されたとおり、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告の対象となるとともに、同法同条同項並びに省令第140条の44第1号に規定されたとおり、計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者が報告の対象となるものである。

なお、計画の基準日前の一年間において、事業者がⅢの1に定める各区分内において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、報告の対象となる。

また、当該介護報酬支払額の把握に当たっては、介護サービス事業者ごとに、次のような情報を把握して実施することが適当と考えられるので、各都道府県国民健康保険団体連合会と連携するなどにより、適切に実施されたい。

ただし、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、基本的に各都道府県国民健康保険団体連合会において支払い実績額を把握していないことから、その把握については、都道府県の実情等に応じて適切に実施されたい。

- ① 介護サービスの種類
- ② 介護保険事業所を運営する法人等の名称
- ③ 介護保険事業所番号
- ④ 介護サービス事業所の名称
- ⑤ 介護サービス事業所の所在地
- ⑥ 介護サービス事業所の電話番号、FAX番号
- ⑦ 介護報酬支払額

エ 事業者ごとの報告の提出先及び提出期限

事業者ごとに、調査を行う月等を勘案し、都道府県知事又は指定情報公表センター（以下「指定情報公表センター等」という。）に対する報告の提出期限を定める。当該提出期限は、計画の基準日以降計画の期間

法第115条の35第1項に規定されたとおり、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告の対象となるとともに、同法同条同項並びに省令第140条の44第1号に規定されたとおり、計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者が報告の対象となるものである。

なお、当該介護報酬支払額の把握に当たっては、介護サービス事業者ごとに、次のような情報を把握して実施することが適当と考えられるので、各都道府県国民健康保険団体連合会と連携するなどにより、適切に実施されたい。

ただし、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、基本的に各都道府県国民健康保険団体連合会において支払い実績額を把握していないことから、その把握については、都道府県の実情等に応じて適切に実施されたい。

- ① 介護サービスの種類
- ② 介護保険事業所を運営する法人等の名称
- ③ 介護保険事業所番号
- ④ 介護サービス事業所の名称
- ⑤ 介護サービス事業所の所在地
- ⑥ 介護サービス事業所の電話番号、FAX番号
- ⑦ 介護報酬支払額

エ 報告の提出期限

事業者ごとに、調査指針等を勘案し、都道府県知事又は指定情報公表センター（以下「指定情報公表センター等」という。）に対する報告の提出期限を定める。当該提出期限は、計画の基準日以降計画の期間内に

内において、各都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。 また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告するものであるが、その提出期限については、情報公表事務を円滑に行う観点から、介護サービスの提供を開始する日の2週間前までとする旨を定めることが適当である。<u>なお、介護サービスの種類ごとに、省令第140条の43の規定の施行日から2週間以内に新たに当該介護サービスの提供を開始しようとする事業者等については、当該規定の施行日から1月以内を提出期限とするなど一定の経過措置を設けることとして差し支えない。</u> オ 介護サービス情報の報告の受理に関する事項 事業者ごとの報告の受理の開始時期を定めるものとする。当該開始時期は、報告の提出期限の2週間前とすることが適当である。 カ <u>事業者ごとの調査を行う月</u> <u>調査の実施時期について、報告の対象となる事業者ごとに、月単位の計画を定める。当該月は、計画の基準日以降計画の期間内において、各都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。</u> キ <u>事業者に対し、調査を行う指定調査機関の名称</u> 事業者に対する調査を行う指定調査機関の名称を記載する。 <u>なお、調査を行う指定調査機関を定めるに当たっては、調査事務を公正かつ適切に実施する観点から、当該指定調査機関の調査を受けることについて、公表対象事業者の意見を求めることが望ましい。</u> ク <u>事業者ごとの公表を行う月</u>	において、各都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。 また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告するものであるが、その提出期限については、情報公表事務を円滑に行う観点から、介護サービスの提供を開始する日の2週間前までとする旨を定めることが適当である。 オ 介護サービス情報の報告の受理に関する事項 (略) カ <u>調査の対象事業者及び時期</u> <u>調査の対象とする事業者及び調査の時期について、調査指針に基づき、計画の基準日以降計画の期間内において、各都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。</u> <u>なお、Ⅲの1において一体的サービス区分を定めた場合には、主たるサービスの調査をもって他のサービスの調査を行ったものとみなすなど、一体的に調査することができるものとする。</u> <u>また、調査の希望の有無を前もって調査するなど、自ら調査を希望する事業所が調査を受けることができるよう配慮するものとする。</u> キ <u>調査を行う指定調査機関の名称</u> 事業者に対する調査を行う指定調査機関の名称を記載する。 ク <u>公表の時期</u>
---	--

情報の公表の実施時期について、<u>事業者ごとに、月単位の計画を定める</u>。当該月は、計画の基準日以降計画の期間内において、各都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。 ケ 指定調査機関の指定の審査に関する事項 公表対象事業者数、<u>指定調査機関の調査員数等</u>を勘案し、指定調査機関の指定数等を定めることが望ましい。 コ その他都道府県知事が必要と認める事項 前記アからケ以外の事項についても、都道府県において、個別に必要と認める事項については、適宜、各都道府県の判断により計画に定めることが適当である。 (5) その他計画に定めることが適当な事項 以下については、必要に応じて、計画に定めることが適当である。 ア 介護サービス情報の更新の取扱い 省令別表第1に係る情報の内容に変更があった場合には、事業者の報告に基づき、速やかに公表すること。 イ 是正命令をうけた事業者に係る介護サービス情報の取扱い 都道府県知事から、法第115条の35第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る介護サービス情報については、都道府県知事の指示により、調査又は公表を行うこと。 (6) 計画の通知 都道府県知事は、指定情報公表センター及び指定調査機関を指定している場合であって、計画を定めたときは、指定情報公表センター及び指定調査機関に対して、計画を通知しなければならない。 (7) 計画の公表 都道府県知事は、計画を定めたときは、利用者及び事業者に対して、計	情報の公表の実施時期について、<u>_____</u>計画の基準日以降計画の期間内において、各都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。 ケ 指定調査機関の指定の審査に関する事項 公表対象事業者数、<u>調査指針等</u>を勘案し、指定調査機関の指定数等を定めることが望ましい。 コ その他都道府県知事が必要と認める事項 (略) (5) その他計画に定めることが適当な事項 (略) (6) 計画の通知 (略) (7) 計画の公表 (略)
---	---

画の内容を周知するため、これを公表しなければならないものである。 4 事業者による報告 (1) 報告する情報の作成時期 事業者が報告する介護サービス情報は、当該情報の項目ごとに特に時期を定めるもののほか、事業者ごとの報告の提出期限前のできるだけ直近の情報について作成するものとする。 (2) 報告の時期 事業者が介護サービス情報を報告する時期は、計画に定められた事業者については計画に定められた報告の提出期限までに行われるものである。介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとする日までの都道府県において計画に定める提出期限までに行われるものである。 (3) 報告の内容 計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については、省令第140条の45の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報及び別添2調査情報を報告することとなる。 <u>これら基本情報及び調査情報は、原則として、各介護サービス毎に報告するものであるが、Ⅲの1に定める各区分内において一体的に運営されているサービスの調査情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなす。</u> また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告することとなる。 5 報告の受理	4 事業者による報告 (1) 報告する情報の作成時期 (略) (2) 報告の時期 (略) (3) 報告の内容 計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については、省令第140条の45の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報を報告することとなる。 <u>これら基本情報及び運営情報は、原則として、各介護サービス毎に報告するものであるが、Ⅲの1において一体的サービス区分を定めた場合は、各区分内において一体的に運営されているサービスの運営情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなすことができる。</u> また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告することとなる。 5 報告の受理
---	--

指定情報公表センター等は、事業者が報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理するとともに、当該受理日等について、計画において適切に管理するものとする。 6 調査事務の実施 (1) 調査事務の目的 調査事務は、<u>事業者が公表しようとする介護サービス情報のうち、利用者が自ら当該情報の事実を確認することが困難な情報について、利用者保護等の観点から、都道府県知事又は指定調査機関が、当該情報の根拠となる事実を確認するために行うものである。</u> (2) 介護サービス情報の通知 指定情報公表センター等は、受理した基本情報及び<u>調査情報</u>について、速やかに、<u>調査事務を行う都道府県知事又は指定調査機関に対して通知するものとする。</u> (3) 調査事務の実施時期 指定調査機関が行う調査事務は、政令第37条の5に規定されたとおり、調査計画に従い、調査事務を行わなければならないものである。 指定調査機関は、<u>計画に定められた事業者ごとの調査を行う月内に、適確に調査事務を行う必要があることから、あらかじめ事業者との間で具体的な調査日程、対応者等を定めておく必要がある。</u> (4) 調査事務の方法 ア 基本的事項 (ア) 調査の実施者 調査は、調査員1名以上で行うものとする。 (イ) 調査の内容 調査は、<u>調査情報について行うものとする。なお、調査に当たって</u>	(略) 6 調査事務の実施 (1) 調査事務の目的 調査事務は、<u>利用者保護等の観点から、都道府県知事又は指定調査機関が、調査指針に基づき当該情報の根拠となる事実を確認するために行うものである。</u> (2) 介護サービス情報の通知 指定情報公表センター等は、受理した基本情報及び<u>運営情報</u>について、速やかに、<u>都道府県知事に確認した上で、調査指針及び調査計画に基づき、調査の対象となる事業者の基本情報及び運営情報について、調査事務を行う都道府県知事又は指定調査機関に対して通知するものとする。</u> (3) 調査事務の実施時期 指定調査機関が行う調査事務は、政令第37条の5に規定されたとおり、調査計画に従い、調査事務を行わなければならないものである。 指定調査機関は、<u>適確に調査事務を行う必要があることから、都道府県知事の指示に基づき、具体的な調査日程、対応者等を定めるものとする。</u> (4) 調査事務の方法 ア 基本的事項 (ア) 調査の実施者 (略) (イ) 調査の内容 調査は、<u>基本情報及び運営情報について、都道府県知事の指示に基</u>
---	--

は、予め、基本情報についても参照しておくことが望ましい。

(ウ) 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うものとする。

なお、Ⅲの１に定める各区分内において、一体的に運営されているサービスについては、一体的に調査を実施するものとする。

イ 具体的事項

(ア) 面接調査の方法

a 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前一年間とするものとする。

b 確認のための材料の調査方法に係る共通的事項

① 調査は、調査情報の確認のための材料のうち、事業者が、当該材料がある旨報告した事項について行うものとする。

② Ⅲの１に定める各区分内において一体的に運営されているサービスの調査情報については、同一の事業者による取組であり、

づき行うものとする。

(ウ) 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うものとする。

なお、省令第１４０条５１の規程に基づき、都道府県知事が、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できると判断した場合には、都道府県知事が指示する方法によって行うものとする。

また、Ⅲの１により都道府県知事が一体的調査の区分を定めている場合は、その区分内において、一体的に運営されているサービスについて、都道府県知事の指示により、一体的に調査を実施するものとする。

イ 具体的事項

(ア) 面接調査の方法

a 調査の時点及び期間

(略)

b 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

c 運営情報の確認のための材料の調査方法に係る共通的事項

① 調査は、運営情報の確認のための材料のうち、事業者が、当該材料がある旨報告した事項について行うものとする。

② (削除)

基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、調査についても、原則報告された主たるサービスについて調査を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの調査をもって調査を行ったものとみなす。

③ 確認のための材料の調査は、事業所が提示する当該材料の事実の有無を確認するものとする。この場合、調査員は、当該材料の内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

② (略)

④ 確認のための材料欄の記述において、「A、B又はC」とある場合は、A、B、Cのうちいずれか1つが確認できればよいものとし、「A、B及びC」とある場合は、A、B、Cの全てが確認できなければならないものとする。

③ (略)

⑤ 確認のための材料のうち、利用者ごとの記録等の事実確認に当たっては、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。

④ (略)

⑥ 確認のための材料については、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

⑤ (略)

⑦ 確認のための材料に記載している「利用者又はその家族」には、その代理人を含むものとして差し支えないものである。

⑥ (略)

⑧ 調査情報に予め記載している確認のための材料の名称は、一般的に考えられるマニュアル、実施記録等の名称を例示するものであり、各事業者における具体的な確認のための材料の名称は異なって差し支えないものである。

⑦ 運営情報に予め記載している確認のための材料の名称は、一般的に考えられるマニュアル、実施記録等の名称を例示するものであり、各事業者における具体的な確認のための材料の名称は異なって差し支えないものである。

⑨ 事業計画等当該公表に係る介護サービス事業所又は施設を運

⑧ (略)

営する法人全体の方針等に関わる確認のための材料については、介護サービス事業所又は施設の単独の資料がなくとも、当該事業所又は施設に係る事業計画等であることが確認できれば差し支えないものである。 ⑩ 会議、研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該会議等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。 ⑪ 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものである。 ⑫ <u>なお、「確認のための材料」に規定しているマニュアルや規程の有無の確認を行う面接調査において、その存在が確認されたときは、当該調査年度の翌年度以降は特段の事情が無い限り、あらためて当該確認済材料の確認を行わないこととする。</u> <u>ただし、当該事業者が報告の対象外となった場合は、この限りでない。</u> (イ) 調査の終了 調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。 当該同意をもって、調査が終了するものとする。 (5) 調査事務に関する留意点 <u>調査は、事業者が提示する確認のための材料を1件確認するものであるが、このことは、当該事業者は、当該1件の確認のための材料をもって、当該1件以外の日常的な取組を説明するという仕組みである。</u> 本制度における調査は、事業者が自らの責任で公表しようとする情報の<u>事実確認</u>を行うための仕組みであり、事業者の取組の良し悪しを評価する	⑨ (略) ⑩ (略) ⑫ (削除) (イ) 調査の終了 (略) (5) 調査事務に関する留意点 本制度における調査は、事業者が自らの責任で公表しようとする情報について、都道府県知事が必要と認める場合に当該情報の<u>事実確認</u>を行うための仕組みであり、事業者の取組の良し悪しを評価する仕組みではない。 事業者における日常的な取組の中では、個別の事情に応じた取組が行われているものであり、すなわち、「介護サービス情報の公表」制度において
--	---

仕組みではない。 事業者における日常的な取組の中では、個別の事情に応じた取組が行われているものであり、すなわち、「介護サービス情報の公表」制度において定める「確認のための材料」で評価をするものではない。 (6) 調査結果の報告 調査員は、事業者ごとの調査終了後、都道府県知事が行う調査の場合は都道府県知事に対して、指定調査機関が行う調査の場合は、指定調査機関に対して、速やかに基本情報及び調査情報の調査結果を提出するものとする。また、調査員は当該基本情報及び調査情報の調査結果を個々に保有しないものとする。 調査を行った都道府県知事又は指定調査機関は、情報の公表を行う指定情報公表センター等に対して、当該調査結果の報告を行う。 7 情報の公表 (1) 手続き 指定情報公表センター等は、計画に基づき、事業者ごとの基本情報及び調査情報の調査結果を公表する。 (2) 公表の方法等 指定情報公表センター等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。 ア インターネットによる公表 指定情報公表センター等は、都道府県内の公表対象事業者の介護サービス情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。 また、指定情報公表センター等は、インターネットによる公表情報が適切に要介護高齢者等である利用者に伝わるよう、利用者の家族、地域、市町村（保険者）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に対	<u>実施された事実確認をもって評価をするものではない。</u> <u>なお、運営情報については、事業者が提示する確認のための材料を1件確認するものであり、当該事業者は、当該1件の確認のための材料をもって、当該1件以外の日常的な取組を説明するという仕組みであることに留意する。</u> (6) 調査結果の報告 調査員は、調査終了後、都道府県知事が行う調査の場合は都道府県知事に対して、指定調査機関が行う調査の場合は、指定調査機関に対して、速やかに調査結果を提出するものとする。また、調査員は調査結果を個々に保有しないものとする。 調査を行った都道府県知事又は指定調査機関は、情報の公表を行う指定情報公表センター等に対して、当該調査結果の報告を行う。 7 情報の公表 (1) 手続き 指定情報公表センター等は、計画に基づき、事業者ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。 (2) 公表の方法等 (略)
---	--

する本制度の活用についての普及啓発に努めるものとする。

イ その他の公表方法

指定情報公表センター等は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 事業者による公表

事業者は、公表する介護サービス情報について、介護サービス事業所又は施設の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する介護サービス情報を添付することが望ましい。

8 苦情等の対応

(1) 苦情対応窓口等の公表

都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、あらかじめ、利用者、事業者等からの苦情に対応する窓口、担当者等を定め、公表するものとする。

(2) 苦情等の対応の方法

ア 公表情報に関する苦情対応

(ア) 総合的な窓口

8 任意報告情報の公表等

都道府県知事が定めた任意報告情報について、事業者から提供を受けた場合は、法第115条の44の規定に基づき公表を行うよう配慮するものであることから、事業者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。

なお、任意報告情報についても、調査指針に基づく調査の対象とすることが望ましい。

9 苦情等の対応

(1) 苦情等対応窓口の公表

都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、あらかじめ、利用者、事業者等からの苦情等に対応する窓口、担当者等を定め、公表するものとする。

(2) 苦情等の対応の方法

ア 公表情報に関する利用者からの苦情等への対応

(ア) 総合的な窓口

指定情報公表センター等は、事業者から報告された介護サービス情報を公表することから、指定情報公表センター等に、当該公表情報に関する苦情対応の総合的な窓口を設ける必要がある。

(イ) 基本的な対応

a 基本情報

基本情報に関する苦情については、指定情報公表センター等から事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、事業者又は指定情報公表センター等から利用者に対する説明を行うことが適当である。また、この場合、基本情報の訂正が必要な場合は、事業者から基本情報の訂正の報告を受けて、速やかに訂正するものとする。

適切な説明が得られなかった場合は、指定情報公表センターは都道府県知事に報告し、都道府県知事が、介護保険法第115条の3第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。

b 調査情報

調査情報に関する苦情については、指定情報公表センター等は、都道府県の調査員又は指定調査機関を通じて事業者に対する照会、再調査等を行い、適切な説明が得られた場合は、事業者又は指定情報公表センター等から利用者に対する説明を行うことが適当である。また、この場合、調査情報の訂正が必要な場合は、事業者から調査情報の訂正の報告を受けて、速やかに訂正するものとする。

適切な説明が得られなかった場合は、指定情報公表センターは都道府県知事に対して報告し、都道府県知事が、法第115条の3第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。

指定情報公表センター等は、事業者から報告された介護サービス情報を公表することから、指定情報公表センター等に、当該公表情報に関する利用者からの苦情等の対応の総合的な窓口を設ける必要がある。

(イ) 基本的な対応

公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者からの苦情等については、指定情報公表センター等が自ら又は指定調査機関を通じて事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、事業者又は指定情報公表センター等から利用者に対する説明を行うことが適当である。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けて、速やかに訂正するものとする。

適切な説明が得られなかった場合は、指定情報公表センターは都道府県知事に報告し、都道府県知事が、介護保険法第115条の3第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。

b (削除)

(ウ) <u>苦情対応経過</u>の記録等 都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、それぞれ、<u>苦情対応</u>の経過を記録するものとする。 また、都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、<u>苦情対応経過</u>の記録について、個人を特定できる情報を削除した上で、相互に必要な情報を共有することが適当である。 イ 調査結果について<u>同意</u>が得られない場合 (ア) 基本的な対応 調査員は、調査結果について事業者の同意が得られない場合は、都道府県又は指定調査機関に持ち帰り、協議するものとする。 都道府県知事又は指定調査機関は、事業者に対する照会等を行い、事業者の同意を得た上で、確定するものとする。また、照会等に当たっては、必要に応じて、事業者の同意を得た上で、確認のための材料の写等必要な書類の貸し出し等を受け、判断するものとする。 (イ) 指定調査機関において判断できない場合 指定調査機関において判断できない場合は、指定調査機関から都道府県知事又は指定情報公表センターに協議し、再度、同様の対応を行うことも可能である。 (ウ) 同意を得ることが困難な場合 (ア) 及び (イ) の対応において同意を得ることが困難な場合は、指定調査機関及び指定情報公表センターは都道府県知事に対して経過等必要な情報を報告し、都道府県知事が、法第115条の35第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。 (エ) 対応経過の記録等 都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、それぞれ、当該対応の経過を記録するものとする。	(ウ) <u>苦情等に関する対応経過</u>の記録等 都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、それぞれ、<u>苦情等に関する対応</u>の経過を記録するものとする。 また、都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、<u>苦情等に関する対応経過</u>の記録について、個人を特定できる情報を削除した上で、相互に必要な情報を共有することが適当である。 イ 調査結果について<u>事業者の同意</u>が得られない場合 (ア) 基本的な対応 (略) (イ) 指定調査機関において判断できない場合 (略) (ウ) 同意を得ることが困難な場合 (略) (エ) 対応経過の記録等 (略)
---	---

また、都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、当該対応経過の記録について、個人を特定できる情報を削除した上で、相互に必要な情報を共有することが適当である。

ウ 事業者からの調査に関する苦情

(ア) 基本的な対応

事業者からの調査に関する苦情については、指定調査機関、指定情報公表センター又は都道府県知事が、適宜適切な対応を行うものとする。

(イ) 苦情対応経過の記録等

都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、それぞれ、苦情対応の経過を記録するものとする。

また、都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、苦情対応経過の記録について、個人を特定できる情報を削除した上で、相互に必要な情報を共有することが適当である。

9 その他

- ・調査情報における短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）の協力病院及び協力医療機関との連携の項目の取扱いについて

省令別表第二第一の項第五号へ（１）において、短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）における協力病院及び協力歯科医療機関との連携の状況の根拠法令として介護老人保健施設基準第三十条第一項を引用しているのは、介護老人保健施設と一体的に運営している短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護においては、介護老人保健施設と同様に協力病院及び協力医療機関との連携があるものと考えたものであり、短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）について、新たに協力病院及び協力医療機関との連携を図る旨の基準を規定するものではないことに留意されたい。

ウ 事業者からの苦情等への対応

(ア) 基本的な対応

事業者からの苦情等については、都道府県知事、指定情報公表センター又は指定調査機関が、適宜適切な対応を行うものとする。

(イ) 苦情等に関する対応経過の記録等

都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、それぞれ、苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

また、都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、苦情等に関する対応経過の記録について、個人を特定できる情報を削除した上で、相互に必要な情報を共有することが適当である。

10 その他

- ・運営情報における短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）の協力病院及び協力医療機関との連携の項目の取扱いについて

省令別表第二第一の項第五号へ（１）において、短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）における協力病院及び協力歯科医療機関との連携の状況の根拠法令として介護老人保健施設基準第三十条第一項を引用しているのは、介護老人保健施設と一体的に運営している短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護においては、介護老人保健施設と同様に協力病院及び協力医療機関との連携があるものと考えたものであり、短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）について、新たに協力病院及び協力医療機関との連携を図る旨の基準を規定するものではないことに留意されたい。

別紙

I 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨

介護保険制度は、介護サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が自ら介護サービス事業者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第1項に規定する「介護サービス事業者」をいう。以下「事業者」という。）を選択し、利用者と事業者とが契約し、サービスを利用又は提供する制度である。

しかしながら、利用者は要介護者等であり、利用しようとする介護サービスの情報の入手において、事業者と実質的に対等な関係を構築することが困難な場合がある。利用者が適切なサービスを利用できない場合、その心身の機能が低下するおそれなどが考えられることから、利用者に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が望まれる。

また、事業者においては、自らが提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、利用者による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望まれることから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が望まれる。

介護保険制度は、このように、利用者本位による利用者のニーズにあったより適切な事業者選択を通じたサービスの質の向上が図られることを基本理念とする制度である。

「介護サービス情報の公表」制度は、このような、利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、法第115条の35第1項の規定に基づいて、事業者に対し、「介護サービス情報」（介護サービス内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なもの）の公表を義務付けるものである。

II 実施体制の整備

「介護サービス情報の公表」制度は、法に基づく都道府県の自治事務であり、都道府県知事は、都道府県内の本制度の対象となる事業者（以下、「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事

務を適確に行う体制を整備する必要がある。

当該事務は、都道府県知事が自ら行うほか、当該事務の効率的かつ円滑な実施に資するため、都道府県知事が法第115条の36第1項の規定に基づく指定調査機関及び法第115条の42第1項の規定に基づく指定情報公表センター（以下「指定調査機関等」という。）を指定して行うことができることとされている。都道府県知事が、当該指定調査機関等の指定を行うに当たっては、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。

また、指定調査機関が行う公表対象事業所の調査の実施に当たっては、法第115条の37の規定に基づく要件を備える者のうちから選任して実施する必要があるので、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。

1 指定情報公表センター

（1）基本的考え方

都道府県知事が行う指定情報公表センターの指定については、情報公表事務（法第115条の42第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。）が、各都道府県において一元的に行われる必要があることを踏まえると、各都道府県に1か所を指定することが適当と考えられる。

また、指定情報公表センターが行う情報公表事務は、都道府県知事の自治事務について、都道府県知事の指定を受けて行うものであること等を踏まえ、当該事務の実施に当たっては、公正かつ適確な情報公表事務の実施等に留意するとともに、特に、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な情報公表事務が実施される必要がある。

（2）指定を受ける法人の中立性・公平性の確保

指定情報公表センターの指定を受けようとする法人の審査に当たっては、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の11の規定に基づき準用する政令第37条の3第3号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の50第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない

ものであることを確認する必要がある。

具体的には、当該法人の構成員として、介護サービスを現に提供する事業者の役員等が多くを占めるために、情報公表事務の実施に当たり、特定の公表対象事業者の意思が影響を及ぼすことがないかといった観点から、次のような事項の確認、必要な措置を講ずべき旨の指導等を行うことが適当である。

ア 指定を受ける法人の役員構成等の確認

指定情報公表センターの指定を受ける法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成について、介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族（以下、「情報公表事務の利害関係者」という。）が、当該法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の総数の2分の1を超えて含まれていないこと。

イ 代替的措置を講ずべき旨の指導

アにより難しい場合は、情報公表事務の利害関係者以外で、情報公表事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、情報公表事務の内容を実質的に決定することができる委員会等を組織することが必要であること。当該委員会等は、情報公表事務の実施に当たっての監事としての役割を担うものであることから、法人の組織内において、独立性・自己完結性の高い組織とすることが必要であること。

ウ その他の留意点

アの要件は確保されているものの、当該法人の会員等として、介護サービスを現に提供する事業者及び情報公表事務の利害関係者が2分の1以上参加している場合は、イの委員会等を組織して、情報公表事務の公正・中立性を確保することが望ましいこと。

2 指定調査機関

（1）基本的考え方

都道府県知事が指定調査機関の指定を行うに当たっては、調査事務（法第

115条の36第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。)が効率的かつ適確に行われるよう、適切に必要な数を見込み指定を行う必要がある。

また、指定調査機関が行う調査事務は、都道府県知事の自治事務について、都道府県知事の指定を受けて行うものであること等を踏まえ、当該事務の実施に当たっては、公正かつ適確な調査事務の実施等に留意するとともに、特に、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な調査事務が実施される必要がある。

(2) 指定を受ける法人の中立性・公平性の確保

指定調査機関の指定を受けようとする法人の審査に当たっては、政令第37条の3第3号及び省令第140条の50第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを確認する必要がある。

具体的には、当該法人の構成員として、当該法人が調査を行おうとする介護サービス（以下「調査対象サービス」という。）を現に提供する事業者の役員等が多くを占めるために、調査事務の実施に当たり、特定の公表対象事業者の意思が影響を及ぼすことがないかといった観点から、次のような事項の確認、必要な措置を講ずべき旨の指導等を行うことが適当である。

ア 指定を受ける法人の役員構成等の確認

指定調査機関の指定を受ける法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成について、調査対象サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族（以下、「調査事務の利害関係者」という。）が、当該法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の総数の2分の1を超えて含まれていないこと。

イ 代替的措置を講ずべき旨の指導

アにより難しい場合は、調査事務の利害関係者以外で、調査事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、調査事務の内容を

実質的に決定することができる委員会等を組織することが必要であること。当該委員会等は、調査事務の実施に当たっての監事としての役割を担うものであることから、法人の組織内において、独立性・自己完結性の高い組織とすることが必要であること。

ウ その他の留意点

アの要件は確保されているものの、当該法人の会員等として、調査対象サービスを現に提供する事業者及び調査事務の利害関係者が2分の1以上参加している場合は、イの委員会等を組織して、調査事務の公正・中立性を確保することが望ましいこと。

3 調査員

(1) 調査員の確保

都道府県は、介護サービスの種類ごとの公表対象事業所数、都道府県自らの調査実施体制、省令第140条の47の2に規定する都道府県知事が定めた調査の実施に関する指針（以下、「調査指針」という。）等を踏まえ、必要な調査員数を適切に見込み、必要数を計画的に養成し確保する必要がある。

調査員は、政令第37条の7第1項に規定されたとおり、都道府県知事又はその指定する者が省令第140条の55の規定に基づいて行う研修（以下「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、都道府県知事が作成する調査員名簿に登録される必要がある。当該名簿には、調査員養成研修修了者の氏名、住所及び調査員養成研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載するものとする。また、当該登録は、1つの介護サービスの種類に係る研修の課程を修了することをもって行うものとし、他の介護サービスの種類ごとの研修の課程を修了するごとに、当該登録内容の追加変更を行うものとする。

なお、介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができることや、①、⑤、⑦及び⑪の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及

び⑩に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。

また、法第115条の35第3項の規定に基づいて都道府県知事が行う調査を、調査員により実施させる場合の調査員の身分は、都道府県の職員であり、法第115条の37第1項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合の調査員の身分は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。

〈区 分〉

- ① 訪問介護＋介護予防訪問介護＋夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護＋指定療養通所介護（指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）
- ⑥ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護＋地域密着型特定施設入居者生活介護＋介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑧ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑩ 認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑪ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑫ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑬ 介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号の指定

を受けている介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）＋介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）

（２）指定調査員養成研修機関

都道府県知事は、調査員養成研修を自ら実施するほか、当該研修の効率的かつ円滑な実施に資するため、その指定する者（以下「指定調査員養成研修機関」という。）に行わせることができるものである。

指定調査員養成研修機関の指定に当たっては、政令第３７条の７第４項の規定に基づくとともに、省令第１４０条の５５に規定される調査員養成研修の目的、内容、介護サービスの種類ごとに厚生労働大臣が定める基準（平成１８年３月３１日厚生労働省告示第２６７号。）を満たす課程等の遵守、適切な講師の確保状況等を確認し、適切な法人を指定する必要がある。

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

１ 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第１４０条の４３第１項に規定される訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（省令第１４条第４号に掲げる診療所に係るものを除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（省令第２２条の１４第４号に掲げる診療所に係るものを除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護

予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護である。また、省令第140条の43第2項に規定されるとおり、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下「訪問看護等」という。）のうち、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設、又は法第115条の11において準用する法第71条第1項本文及び法第72条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等若しくは介護老人保健施設であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

なお、介護療養型医療施設については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、旧介護保険法の規定に基づく省令の規定についても、その効力を有するものであることから、情報の公表を行う介護サービスとなることに留意すること。

また、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、同一事業者による運営であることに鑑み、サービスの内容等の多くが共通しているサービスの報告については、一体的に報告することができるものとする。この場合のサービス内容等の多くが共通しているサービスの区分については、次に例を示すが、各都道府県の実情に応じ適宜定められたい。

さらに、一体的サービス区分を定めた場合には、例えば、平成19年度までに情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスや、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を「主たるサービス」として定めるなど、事務の効率化を図ることができるものとする。

〈一体的な報告・調査を行うサービス区分例（調査票様式）〉

- ① 訪問介護（予防を含む）＋夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護（予防を含む）
- ③ 訪問看護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ④ 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- ⑤ 通所介護（予防を含む）＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
- ⑩ 福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
- ⑯ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）

2 介護サービス情報の具体的内容

（１）報告が必須の情報

法第１１５条の３５第１項の規定に基づいて、省令第１４０条の４５に規

定する別表第1及び別表第2に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりとし、別添1基本情報及び別添2運営情報の記載要領は、別添3のとおりとする。

(2) 報告が任意の情報

法第115条の44に規定する介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（以下「任意報告情報」という。）については、省令第140条の62の2に基づき都道府県知事が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。

なお、介護サービスの質に関する情報については、事業者の提供しているサービスの質を、客観的に判断することが容易な内容であることが適当であることから、要介護の改善状況、褥瘡の発生状況、転倒発生の状況や第三者評価の結果などが情報の内容として考えられる。

また、介護サービスに従事する従業者に関する情報については、従業者の労働環境が、介護サービスの提供体制を判断する上で有効であると考えられることから、離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系や有給休暇の取得状況などが情報の内容として考えられる。

3 報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画の策定

都道府県知事は、毎年、政令第37条の2第1項の規定に基づく介護サービス情報の報告に関する計画（以下、「報告計画」という。）を定めなければならない。また、指定調査機関を指定して調査事務を行わせる場合には、毎年、政令第37条の5第1項に規定する調査事務に関する計画（以下、「調査計画」という。）を定めなければならない。さらに、指定情報公表センターを指定して情報公表事務を行わせる場合には、毎年、政令第37条の11第1項において準用する第37条の5第1項に規定する情報公表事務に関する計画（以下、「情報公表計画」という。）を定めなければならない。

当該報告計画、調査計画及び情報公表計画の策定に当たっては、次によるものとする。

(1) 各計画策定の目的

本制度においては、都道府県知事、指定調査機関又は指定情報公表センターにおいて、各都道府県における全ての公表対象事業者が報告する介護サービス情報の受理、情報の公表等の事務を、毎年実施するものであり、調査については、調査指針により実施するものである。このため、当該事務を効率的かつ円滑に行う観点から、報告計画、調査計画及び情報公表計画を定めることとされたものである。

(2) 各計画の策定者

各計画の策定者は、都道府県知事である。なお、各計画の原案の策定を指定情報公表センターに行わせることは差し支えない。

(3) 各計画の策定方法

報告計画、調査計画及び情報公表計画は、一体の計画（以下、「計画」という。）として策定して差し支えない。

(4) 計画の内容

計画の内容は、省令第140条の48、第140条の52及び第140条の60の規定を踏まえ、次のとおりとする。

ア 計画の基準日

計画の基準日は、速やかな制度の施行を行う観点から、できる限り早期の日を定めることが望ましい。

イ 計画の期間

計画の期間は、当該計画が毎年定めるものであることを踏まえ、1年間とすることが望ましい。

ウ 報告の対象となる事業者

法第115条の35第1項に規定されたとおり、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告の対象となるとともに、同法同条同項並びに省令第140条の44第1号に規定されたとおり、計画の基準日前の1年間に於いて、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者が報告の対象となるものである。

なお、当該介護報酬支払額の把握に当たっては、介護サービス事業者ごとに、次のような情報を把握して実施することが適当と考えられるので、各都道府県国民健康保険団体連合会と連携するなどにより、適切に実施されたい。

ただし、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、基本的に各都道府県国民健康保険団体連合会において支払い実績額を把握していないことから、その把握については、都道府県の実情等に応じて適切に実施されたい。

- ① 介護サービスの種類
- ② 介護保険事業所を運営する法人等の名称
- ③ 介護保険事業所番号
- ④ 介護サービス事業所の名称
- ⑤ 介護サービス事業所の所在地
- ⑥ 介護サービス事業所の電話番号、FAX番号
- ⑦ 介護報酬支払額

エ 報告の提出期限

事業者ごとに、調査指針等を勘案し、都道府県知事又は指定情報公表センター（以下「指定情報公表センター等」という。）に対する報告の提出期限を定める。当該提出期限は、計画の基準日以降計画の期間内において、各都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。

また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告するものであるが、そ

の提出期限については、情報公表事務を円滑に行う観点から、介護サービスの提供を開始する日の２週間前までとする旨を定めることが適当である。

オ 介護サービス情報の報告の受理に関する事項

事業者ごとの報告の受理の開始時期を定めるものとする。当該開始時期は、報告の提出期限の２週間前とすることが適当である。

カ 調査の対象事業者及び時期

調査の対象とする事業者及び調査の時期について、調査指針に基づき、計画の基準日以降計画の期間内において、各都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。

なお、Ⅲの１において一体的サービス区分を定めた場合には、主たるサービスの調査をもって他のサービスの調査を行ったものとみなすなど、一体的に調査することができるものとする。

また、調査の希望の有無を前もって調査するなど、自ら調査を希望する事業所が調査を受けることができるよう配慮するものとする。

キ 調査を行う指定調査機関の名称

事業者に対する調査を行う指定調査機関の名称を記載する。

ク 公表の時期

情報の公表の実施時期について、計画の基準日以降計画の期間内において、各都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。

ケ 指定調査機関の指定の審査に関する事項

公表対象事業者数、調査指針等を勘案し、指定調査機関の指定数等を定めることが望ましい。

コ その他都道府県知事が必要と認める事項

前記アからケ以外の事項についても、都道府県において、個別に必要と認める事項については、適宜、各都道府県の判断により計画に定めることが適当である。

(5) その他計画に定めることが適当な事項

以下については、必要に応じて、計画に定めることが適当である。

ア 介護サービス情報の更新の取扱い

省令別表第1に係る情報の内容に変更があった場合には、事業者の報告に基づき、速やかに公表すること。

イ 是正命令をうけた事業者に係る介護サービス情報の取扱い

都道府県知事から、法第115条の35第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る介護サービス情報については、都道府県知事の指示により、調査又は公表を行うこと。

(6) 計画の通知

都道府県知事は、指定情報公表センター及び指定調査機関を指定している場合であって、計画を定めたときは、指定情報公表センター及び指定調査機関に対して、計画を通知しなければならない。

(7) 計画の公表

都道府県知事は、計画を定めたときは、利用者及び事業者に対して、計画の内容を周知するため、これを公表しなければならないものである。

4 事業者による報告

(1) 報告する情報の作成時期

事業者が報告する介護サービス情報は、当該情報の項目ごとに特に時期を定めるもののほか、事業者ごとの報告の提出期限前のできるだけ直近の情報について作成するものとする。

（２）報告の時期

事業者が介護サービス情報を報告する時期は、計画に定められた事業者については計画に定められた報告の提出期限までに行われるものである。介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとする日までの都道府県において計画に定める提出期限までに行われるものである。

（３）報告の内容

計画の基準日前の１年間に於いて、介護報酬の支払いを受けた金額が１００万円を超える事業者については、省令第１４０条の４５の規定及び本通知に基づき、別添１基本情報及び別添２運営情報を報告することとなる。

これら基本情報及び運営情報は、原則として、各介護サービス毎に報告するものであるが、Ⅲの１において一体的サービス区分を定めた場合は、各区分内において一体的に運営されているサービスの運営情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなすことができる。

また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、別添１基本情報を報告することとなる。

５ 報告の受理

指定情報公表センター等は、事業者が報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理するとともに、当該受理日等について、計画において適切に管理するものとする。

６ 調査事務の実施

（１）調査事務の目的

調査事務は、利用者保護等の観点から、都道府県知事又は指定調査機関が、調査指針に基づき当該情報の根拠となる事実を確認するために行うものであ

る。

(2) 介護サービス情報の通知

指定情報公表センター等は、受理した基本情報及び運営情報について、速やかに、都道府県知事に確認した上で、調査指針及び調査計画に基づき、調査の対象となる事業者の基本情報及び運営情報について、調査事務を行う都道府県知事又は指定調査機関に対して通知するものとする。

(3) 調査事務の実施時期

指定調査機関が行う調査事務は、政令第37条の5に規定されたとおり、調査計画に従い、調査事務を行わなければならないものである。

指定調査機関は、適確に調査事務を行う必要があることから、都道府県知事の指示に基づき、具体的な調査日程、対応者等を定めるものとする。

(4) 調査事務の方法

ア 基本的事項

(ア) 調査の実施者

調査は、調査員1名以上で行うものとする。

(イ) 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について、都道府県知事の指示に基づき行うものとする。

(ウ) 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うものとする。

なお、省令第140条51の規程に基づき、都道府県知事が、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できると判断した場合には、都道府県知事が指示する方法によって行うものとする。

また、Ⅲの1により都道府県知事が一体的調査の区分を定めている

場合は、その区分内において、一体的に運営されているサービスについて、都道府県知事の指示により、一体的に調査を実施するものとする。

イ 具体的事項

(ア) 面接調査の方法

a 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前一年間とするものとする。

b 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

c 運営情報の確認のための材料の調査方法に係る共通的事項

① 調査は、運営情報の確認のための材料のうち、事業者が、当該材料がある旨報告した事項について行うものとする。

② 確認のための材料の調査は、事業所が提示する当該材料の事実の有無を確認するものとする。この場合、調査員は、当該材料の内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

③ 確認のための材料欄の記述において、「A、B又はC」とある場合は、A、B、Cのうちいずれか1つが確認できればよいものとし、「A、B及びC」とある場合は、A、B、Cの全てが確認できなければならないものとする。

④ 確認のための材料のうち、利用者ごとの記録等の事実確認に当たっては、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。

- ⑤ 確認のための材料については、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。
- ⑥ 確認のための材料に記載している「利用者又はその家族」には、その代理人を含むものとして差し支えないものである。
- ⑦ 運営情報に予め記載している確認のための材料の名称は、一般的に考えられるマニュアル、実施記録等の名称を例示するものであり、各事業者における具体的な確認のための材料の名称は異なって差し支えないものである。
- ⑧ 事業計画等当該公表に係る介護サービス事業所又は施設を運営する法人全体の方針等に関わる確認のための材料については、介護サービス事業所又は施設の単独の資料がなくとも、当該事業所又は施設に係る事業計画等であることが確認できれば差し支えないものである。
- ⑨ 会議、研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該会議等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。
- ⑩ 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものである。

(イ) 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。

当該同意をもって、調査が終了するものとする。

(5) 調査事務に関する留意点

本制度における調査は、事業者が自らの責任で公表しようとする情報について、都道府県知事が必要と認める場合に当該情報の事実確認を行うための仕組みであり、事業者の取組の良し悪しを評価する仕組みではない。

事業者における日常的な取組の中では、個別の事情に応じた取組が行われているものであり、すなわち、「介護サービス情報の公表」制度において実施された事実確認をもって評価をするものではない。

なお、運営情報については、事業者が提示する確認のための材料を1件確認するものであり、当該事業者は、当該1件の確認のための材料をもって、当該1件以外の日常的な取組を説明するという仕組みであることに留意する。

(6) 調査結果の報告

調査員は、調査終了後、都道府県知事が行う調査の場合は都道府県知事に対して、指定調査機関が行う調査の場合は、指定調査機関に対して、速やかに調査結果を提出するものとする。また、調査員は調査結果を個々に保有しないものとする。

調査を行った都道府県知事又は指定調査機関は、情報の公表を行う指定情報公表センター等に対して、当該調査結果の報告を行う。

7 情報の公表

(1) 手続き

指定情報公表センター等は、計画に基づき、事業者ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

(2) 公表の方法等

指定情報公表センター等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネットによる公表

指定情報公表センター等は、都道府県内の公表対象事業者の介護サービス情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

また、指定情報公表センター等は、インターネットによる公表情報が適切に要介護高齢者等である利用者に伝わるよう、利用者の家族、地域、市町村（保険者）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に対する本制度の活用についての普及啓発に努めるものとする。

イ その他の公表方法

指定情報公表センター等は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 事業者による公表

事業者は、公表する介護サービス情報について、介護サービス事業所又は施設の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する介護サービス情報を添付することが望ましい。

8 任意報告情報の公表等

都道府県知事が定めた任意報告情報について、事業者から提供を受けた場合は、法第115条の44の規定に基づき公表を行うよう配慮することから、事業者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。

なお、任意報告情報についても、調査指針に基づく調査の対象とすることが望ましい。

9 苦情等の対応

(1) 苦情等対応窓口の公表

都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、あらかじめ、利用者、事業者等からの苦情等に対応する窓口、担当者等を定め、公表するものとする。

(2) 苦情等の対応の方法

ア 公表情報に関する利用者からの苦情等への対応

(ア) 総合的な窓口

指定情報公表センター等は、事業者から報告された介護サービス情報を公表することから、指定情報公表センター等に、当該公表情報に関する利用者からの苦情等の対応の総合的な窓口を設ける必要がある。

(イ) 基本的な対応

公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者からの苦情等については、指定情報公表センター等が自ら又は指定調査機関を通じて事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、事業者又は指定情報公表センター等から利用者に対する説明を行うことが適当である。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けて、速やかに訂正するものとする。

適切な説明が得られなかった場合は、指定情報公表センターは都道府県知事に報告し、都道府県知事が、介護保険法第115条の3第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。

(ウ) 苦情等に関する対応経過の記録等

都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、それぞれ、苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

また、都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、苦情等に関する対応経過の記録について、個人を特定できる情報を消除し

た上で、相互に必要な情報を共有することが適当である。

イ 調査結果について事業者の同意が得られない場合

(ア) 基本的な対応

調査員は、調査結果について事業者の同意が得られない場合は、都道府県又は指定調査機関に持ち帰り、協議するものとする。

都道府県知事又は指定調査機関は、事業者に対する照会等を行い、事業者の同意を得た上で、確定するものとする。また、照会等に当たっては、必要に応じて、事業者の同意を得た上で、確認のための材料の写等必要な書類の貸し出し等を受け、判断するものとする。

(イ) 指定調査機関において判断できない場合

指定調査機関において判断できない場合は、指定調査機関から都道府県知事又は指定情報公表センターに協議し、再度、同様の対応を行うことも可能である。

(ウ) 同意を得ることが困難な場合

(ア) 及び (イ) の対応において同意を得ることが困難な場合は、指定調査機関及び指定情報公表センターは都道府県知事に対して経過等必要な情報を報告し、都道府県知事が、法第115条の35第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。

(エ) 対応経過の記録等

都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、それぞれ、当該対応の経過を記録するものとする。

また、都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、当該対応経過の記録について、個人を特定できる情報を削除した上で、相互に必要な情報を共有することが適当である。

ウ 事業者からの苦情等への対応

(ア) 基本的な対応

事業者からの苦情等については、都道府県知事、指定情報公表センター又は指定調査機関が、適宜適切な対応を行うものとする。

(イ) 苦情等に関する対応経過の記録等

都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、それぞれ、苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

また、都道府県知事、指定情報公表センター及び指定調査機関は、苦情等に関する対応経過の記録について、個人を特定できる情報を削除した上で、相互に必要な情報を共有することが適当である。

10 その他

- ・運営情報における短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）の協力病院及び協力医療機関との連携の項目の取扱いについて

省令別表第二第一の項第五号へ（１）において、短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）における協力病院及び協力歯科医療機関との連携の状況の根拠法令として介護老人保健施設基準第三十条第一項を引用しているのは、介護老人保健施設と一体的に運営している短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護においては、介護老人保健施設と同様に協力病院及び協力医療機関との連携があるものと考えたものであり、短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）について、新たに協力病院及び協力医療機関との連携を図る旨の基準を規定するものではないことに留意されたい。